

令和8年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第2号）

令和8年2月27日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 予算審査特別委員会設置
 - 第 3 予算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 予算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 常任委員会議案付託
 - 第 6 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第24号～議案第26号直接審議（先議）
 - 日程第 2 予算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 予算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 予算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 常任委員会議案付託
 - 日程第 6 常任委員会陳情付託
-

出席議員（18名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 金澤雅哉 | 2番 | 高橋美千子 |
| 3番 | 戸村ひとみ | 4番 | 常世田正樹 |
| 5番 | 伊藤春美 | 6番 | 伊場哲也 |
| 7番 | 平山清海 | 8番 | 崎山華英 |
| 9番 | 永井孝佳 | 10番 | 井田孝 |
| 11番 | 島田恒 | 12番 | 片桐文夫 |
| 13番 | 遠藤保明 | 14番 | 宮内保 |
| 15番 | 飯嶋正利 | 17番 | 伊藤房代 |

18番 木内 欽市

19番 松木 源太郎

欠席議員（1名）

16番 宮澤 芳雄

説明のため出席した者

市長	米本 弥一郎	副市長	柴 栄 男
教育長	向後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総務課長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財政課長	池 田 勝 紀
税務課長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環境課長	大八木 利 武	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり課長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援課長	八 馬 祥 子	こども家庭課長	石 橋 康 司
高齢者福祉課長	椎 名 隆	商工観光課長	金 杉 高 春
農水産課長	伊 藤 弘 行	建設課長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	会計管理者	戸 葉 正 和
消防長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興課長	林 甲 明	監査委員局長	杉 本 芳 正
農業委員会事務局	金 谷 健 二		

事務局職員出席者

事務局長 穴澤 昭和

開議 午前10時 0分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（宮内 保） 日程第1、議案質疑。

議案第1号から議案第27号までの27議案を一括議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

通告順により、崎山華英議員、質問席に移動を願います。

それでは、議案第1号について、準備が整い次第始めてください。

○8番（崎山華英） では、通告に基づいて、議案質疑のほうさせていただきます。

議案第1号、令和8年度旭市一般会計予算の議決についてです。

（1）今回の予算編成方針について伺います。

このたびの当初予算の概要資料によれば、本市の財政状況について、経常収支比率の上昇や財政調整基金の繰入れが増加傾向にあることなどから、厳しさを増している状況にあるとの認識が示されています。そのような前提の下、今回の予算編成に当たっては、社会情勢や市民ニーズを的確に捉えながら真に必要な事業を見極め、事業の総量の最適化を進めていくとされています。

私のほうからは、昨年9月定例会において令和6年度決算に関する質疑の中で、近年の経常収支比率の上昇や実質単年度収支がマイナスとなる年度が増えてきていることを指摘し、事業一つ一つの効果検証と持続可能な財政運営に向けた工夫をこれまで以上に行っていただきたいとの要望をいたしました。

その点について、今回の予算編成方針には、そういった課題意識も踏まえた市としての姿勢が表れているものと受け止めております。しかしながら、本当にこの予算にそれらの姿勢が示されているのか検証するため、こちらで伺いたいと思います。

具体的にどのような事業を真に必要な事業として見極め、今回の予算に反映されたのか、お聞かせください。

(2) についてです。公立小学校学校給食費無償化支援事業費補助金についてです。予算書30ページ、公立小学校学校給食費無償化支援事業費補助金1億4,700万4,000円の算定基準の内容及び本市における算定の内訳について、詳細を伺います。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 私からは、議案第1号に対する質疑のうち、どのような事業を真に必要な事業として見極め、今回の予算に反映されたのかにお答え申し上げます。

施政方針でも申し上げましたが、物価高騰の継続による経常的経費の増加など、財政状況は年々厳しさを増している中においても、第3期総合戦略に基づいた、ずっと住み続けたいと思ってもらえるまちづくりを持続的にいき、これからの10年、20年先、将来世代に責任を持って引き継いでいく必要があると考えております。

令和8年度の予算編成方針は、厳しい財政状況の中で持続的にまちづくりを推進していくためには、社会情勢や国の動向、市民ニーズを的確に捉えながら、必要な事業を見極め、最も効果的・効率的な手法を選択し、事業の総量の最適化を進めていくことが不可欠であるとの考えの下、策定したものでございます。

そうした予算編成方針を踏まえて調製した結果が令和8年度予算でございます。

新規のものとしたしましては、成田空港機能強化に伴うまちづくり方針の基礎調査や、保育所DX推進事業、5歳児健康診査、被災者支援システム運用事業への負担金などがございまして、民間委託で予算計上いたしました放課後児童クラブ運営事業や部活動地域クラブ運営事業、地域医療体制整備事業や、オンライン医療相談、海業推進事業、小学校統合整備事業、学校給食の完全無償化などの継続事業につきましても、最適化の考えの下、見直しを行った上で予算に反映しております。

このようなことから、令和8年度予算に計上した事業は全て真に必要な事業でございます。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私のほうからは30ページの公立小学校学校給食費無償化支援事業費補助金の算定基準等について回答申し上げます。

こちらの1億4,700万4,000円に関しましては、基準額5,200円に、小学校の児童数2,570人、

こちらに11か月分を乗じて算定をしております。

なお、補助金を申請する際は、5月1日現在の小学校在籍児童数から要保護児童数を除した人数となりまして、他市町から本市へ通学する児童や非喫食児童も含まれている状況です。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 崎山議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。市長からも答弁いただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

真に必要な事業についてということだったんですけれども、今お聞きする中で、特に次世代のための政治に力を入れているんだなということを感じられたところで、将来に種をまくような事業を進めていくということが感じられました。ありがとうございます。

再質疑になります。（1）のほうですね。真に必要な事業を見極める中で、どうしても事業の見直しも行ったと思うんですけれども、見直しの実態について、再質疑をいたします。

今回の予算編成において事業の総量の最適化を進める中で、一方で縮減や廃止を行った事業について、例年と比較して多かったのかどうか。見直しを行った事業数と具体的な数字があればお尋ねいたします。

（2）の給食費の補助金のほうです。令和5年から継続して行われている千葉県独自の給食費補助支援として、第3子以降が対象の千葉県公立学校給食費無償化支援事業費補助金と、今回新たに補助が始まる公立小学校学校給食費無償化支援事業費補助金の関係について伺います。

両補助金の対象が重複する場合、本市としては両方の補助金を受けられるのか、それとも重複部分についてどちらか一方の適用になるのか、こちらの補助金の取扱いについて伺います。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、回答いたします。

事業の総量の最適化は、必ずしも縮減・廃止の方法だけではないということや、細かい事務改善などの見直しなどもございますので、事業数としては特には把握していないところでございます。

予算編成方針で事業の総量の最適化を進めると示されたことから、全庁的に予算見積りの段階から、必要な事業の見極めや、効果的・効率的な手法の選択、事業の見直しや事務改善

による効率化・合理化の検討などは、その都度都度行われたものと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 県の第3子以降の無償化の補助金であります千葉県公立学校給食費無償化支援事業費補助金は、議員申し上げました国の公立小学校学校給食費無償化支援事業費補助金、こちらの開始に伴いまして、令和8年度からは、中学校の第3子以降の生徒が対象となりますので、補助金が重複することはありません。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 分かりました。

（1）のほうですけれども、必ずしも事業縮減ということではなくて、効果的、効率化を図る中の積み重ねでという答弁がありました。

そこで再々質疑なんですけれども、そういった効果的、効率化といった中で、どういった基準や指標を基にこの事業の見直しを判断したのかを確認させていただきたいと思います。

昨年9月定例会、令和6年度決算に関する議案質疑では、行政改革推進課長からの答弁でもありましたアウトカム指標などによる事業の検証を行っていくといった内容もあったとおり、EBPM、いわゆるデータや成果に基づく政策の効果検証と事業の効率化、こちらをどのように行ってきたのか、効果的、効率化を図る内容について詳しく答弁をお願いいたします。

○議長（宮内 保） 崎山議員……

○8番（崎山華英） （2）ですね、失礼しました。

学校給食費補助金のほうですね。本補助制度創設に当たり、令和7年12月19日に国から発出された通知において、給食費無償化を含む教育無償化の制度運用に関する指針が示されています。その中に、学校給食費無償化における非喫食者の取扱いについては学校設置者の判断に委ねると記載がされております。本市においては、今回、補助制度の創設により財政負担が大きく軽減されることになるとは思いますが、それによって給食を利用していない児童・生徒、いわゆる非喫食者への支援対応、今後個別に考えられるのかお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 予算編成の全庁的な説明会におきまして、事業の見直しに当たって

は、六つの観点から検討するよう指示しております。財政課におきましても、この六つの観点を踏まえて予算を調製したところになります。

一つ目、必要性。社会情勢の変化により事業開始時の意義や必要性が薄れていないか。

二つ目として有効性。費用対効果の観点から事業の成果を検証し、目的を達成しているか、また、一定水準の目的を達しているが、さらなる伸びが見込めるか。

それから、三つ目として、妥当性。市独自の判断により国・県基準に上乘せしている事業や、他団体などと比較してサービス水準が高い事業については、その上乘せ等が妥当であるか。また、特別な事情がなく、予算と決算の間で乖離が生じている場合などは、予算見積りにおける積算が妥当であるか。

四つ目として、効率性になります。デジタル技術の導入や活用、民営化の推進などあらゆる手法により、最少の経費で最大の効果が得られるよう見直しができないか。

五つ目として、類似性です。類似事業を複数の部署で実施している場合は共同で事業効果を検証し、横断的な視点から事業の統廃合ができないか。

最後、六つ目として、関与性。国・県、市民などの役割分担や市の関与の在り方及び支援の範囲、程度について、将来の方向性や協働の観点を踏まえ、適正であるかなどです。

また、そのほか事務事業評価についても参考としているところです。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 学校給食費の無償化における非喫食者への個々の支援等につきましては、今後、国からの支援の対象となり得る非喫食者の範囲に関する考え方等が示されることとなっておりますので、こちら国の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について質疑を始めてください。

崎山議員。

○8番（崎山華英） 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について、質疑いたします。

こちら（1）と（2）に分かれます。

予算書13ページ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7億5,560万2,000円について、どのような事業に配分されているのか、議案説明にもありましたが、改めて詳細を伺います。

(2) です。予算書23ページ、水道事業会計繰出金1,014万8,000円の内容について、こちらは、先ほど言いました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金から成る水道基本料金の2か月分の減免についての繰り出し分になろうかと思いますが、この減免に際し対象となる世帯数など、内容の詳細を伺います。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうからは、(1)のほうについて回答申し上げます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらの充当事業は全部で三つございます。

一つ目が、補正予算書17ページの2款1項11目諸費の説明欄1、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業7億4,226万9,000円で、市民1人当たり1万1,500円の給付金の支給を行う事業です。

二つ目が、同じ補正予算書の20ページ、7款1項2目商工振興費の説明欄1、商業活性化推進事業5,690万円で、プレミアム率20%のプレミアム付共通商品券の発行を行う事業となります。

三つ目です。補正予算書23ページ、13款2項1目水道事業公営企業費の説明欄1、水道事業会計繰出金1,014万8,000円で、水道基本料金2か月分の減免を行う事業に対し補助金を繰り出すものとなります。

以上です。

○議長（宮内 保） 上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 内容について、対象となる世帯数、減免の詳細ということで、本市では、水需要の多い夏季に水道基本料金2か月分の減免を予定しております。1件当たりの減免額は2か月で4,620円（税込み）となり、対象件数は、官公署を除いた約2万1,500件で、うち家庭用で使用されている方はおおむね2万件となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 再質疑いたします。

(1)のほうです。昨年3月定例会の総務常任委員会における質疑の際に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について、水道の基本料金の減免を検討されなかったのか質疑をいたしました。その当時の企画政策課長からの答弁では、水道を引いていない世帯もある中、公平性を考えた上で当時は実施しないとされたとの内容であったと記憶しており

ますし、議事録でも確認をいたしました。

今回については、現金給付とプレミアム商品券に加えて、水道基本料金減免も含めた支援策を実施するとした理由をどのように整理しているのか伺います。

すみません。(2)ですね。水道基本料金減免に係る事務負担や事務費、こちらは減免する際に発生するのか伺います。

○議長(宮内 保) 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(向後哲浩) 今回の水道基本料金の減免につきましては、千葉県が県民へ水道料金の支援を行うといった趣旨にのっとりまして実施するものでございます。

千葉県が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して行います県営水道の料金の減免、一般家庭における水道基本料金及び従量料金の4か月分、約20%と同等額が千葉県より市町村等の水道事業体に対して交付される予定でございます。

本市では、自家水等の利用により市営水道に加入していない方もおりますので、公平性に鑑みまして、千葉県からの交付金で減免に関わる費用の約9割を賄える上、効果的に市民の皆様へ支援が行える2か月分の水道基本料金の減免を行うことといたしました。

以上です。

○議長(宮内 保) (2)……。

上下水道課長。

○上下水道課長(向後哲浩) 失礼しました。

(2)事務費を負担するののかということで、水道基本料金の減免につきましては、基本料金の一部の減免や使用した水量に応じて減免を行うことに比較しまして、大幅な事務作業の発生は想定されず、システム改修も軽微であるため、効果的に市民の皆様へ支援が行える事業と捉えております。

この事業に係ります事務経費としまして、令和8年度水道事業会計予算システム改修費66万円及び周知費10万円を計上しており、その費用についても千葉県の交付金の対象となっております。

以上です。

○議長(宮内 保) 崎山華英議員。いいですか。

議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について質疑を始めてください。

崎山華英議員。

○8番（崎山華英） それでは、議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（1）です。保育所の統合に伴う改正ということですが、実質的にまんざい保育所の廃止ということで認識しております。これについては、昨年11月7日に判明したまんざい保育所園舎屋根の一部落下が発端であり、その後、全議員に向けて、11月27日に開催の全員協議会において、当時、対応について担当課から説明をいただいたところでした。

当時の説明では、緊急避難措置として、まんざい保育所在籍児童を古城保育所にて受け入れ、建設設計業者による園舎の確認を実施、12月下旬に再度保護者説明会の開催を行い、今後統合するかについては、業者の見積りを踏まえて協議するという報告であったと記憶しております。その後は、市議会議員の改選が行われたことありますが、その11月の説明を最後に議会への継続的な報告がないまま、今回、廃止に関する議案が提出されたものと受け止めております。

そこで、ここに至るまでの検討経緯や判断基準がどのようなものであったのかご説明ください。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） ご質疑の中にもございましたが、まんざい保育所は、昨年の11月7日に園舎屋根の一部が剝離、落下していることを確認したため、児童の安全を最優先に考え、緊急避難措置として全児童を古城保育所に移動し、合同保育を実施しております。

このことにつきましては、議会へは11月13日に文書での配信、11月27日の全員協議会においてご説明したところです。その後、建築業者から正式な見積書の提出がありましたので、12月上旬、庁内で協議を行い、市の方針を決定いたしました。この時期に決定したのには、次年度の入所の手続が大きく関係しております。保育所の入所手続は、通常11月から新規受付を開始し、同時に在園児には継続の希望調査を行い、12月中には各園との調整がおおむね終了しております。仮に閉所の判断をする場合は、保護者に改めて転園先の調査をし、調整を行わなければなりませんので、早急に市の方針を決定し、保護者に説明する必要がございました。

閉所と判断した理由としましては、現在、市では保育所の再編を進めており、計画の中では、令和12年度にまんざい保育所と古城保育所の統合を予定していること。建築業者の見積

りによると、修繕に係る費用は約1,100万円、工期は約6か月とのことで、園舎は老朽化も進んでおり、今後もほかの部分で修繕費がかかること、児童数も減少傾向であることなどから、計画を前倒しし統合して、まんざい保育所を閉所とする判断に至りました。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。再質疑いたします。

今、答弁にもありましたとおり、当初の計画では、まんざい保育所と古城保育所は令和12年に統合する予定で、本来であれば今年、令和8年度から保護者等への説明が行われる段階であったと認識しております。

今回、短期間での廃止に当たり、在園児、保護者のほか、来年度、まんざい保育所入所予定だった方々に対して、どのような説明、支援、移行措置を行ったのか、詳細をお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 保護者説明会は、昨年12月19日に開催いたしました。説明会では、保育所園舎の耐用年数や修繕する場合の費用について、また、保育所再編計画や児童数の推移などから総合的に判断した結果、年度末をもってまんざい保育所を閉所し、古城保育所に統合する方針であることを説明いたしました。

その上で、近隣保育所の情報を提供し、転園先を検討していただくようお願いいたしました。転園に当たっては、保護者の希望に沿えるよう対応し、さらには、制服の購入など保護者の方に金銭的な負担をかけないよう調整を行いました。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 再々質疑です。

保育所の立地としては、まんざい保育所と古城保育所、同じ旧干潟町町内ではありますが、東西に距離があり、もともとまんざい保育所に通っていた方からすると、通園や通勤に不便を感じている声もあると、利用する保護者から伺いました。

そこで、再々質疑としますが、緊急避難措置として、一旦は古城保育所での通所を行っていた園児のうち、新年度も継続して古城保育所に在籍する人数及び割合を在籍児童の年齢ごとに教えてください。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 転園についての意向調査の結果、まんざい保育所の児童21名のうち、新年度も継続して古城保育所に在籍する人数は14名で、割合は67%です。

年齢別の内訳は、新年度の年齢で申し上げますと、5歳児は2名で、割合は40%です。4歳児7名と2歳児2名は全員継続。3歳児は3名で、割合は60%です。1歳児で継続を希望する児童はおりませんでした。

なお、全員希望どおりに調整ができております。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、永井孝佳議員、質問席に移動願います。

それでは、議案第9号について、準備が整い次第始めてください。

永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） では、議案第9号、補正予算について質疑いたします。質疑は2点です。

17ページ、庁舎管理費の放送受信料321万円についてなんですけれども、これはNHKの受信料の未払い分と承知しているところなんですけれども、こちらの詳細をお伺いいたします。テレビなのか、カーナビなのか。あとは、車であれば公用車、消防車とかも入るのか。あとは台数、あとは年数、どのぐらい遡って支払うのか、その辺の詳細をお伺いいたします。

(2)は、20ページ、商業活性化推進事業、その中の商店街振興事業補助金、こちら先ほど崎山議員の中でプレミアム商品券20%ということなんですけれども、そのほかの販売方法と販売時期など、詳細をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、今回、NHKの受信料についてお答え申し上げます。

他の自治体におきましても数多く見られておりますNHK放送の視聴が可能なカーナビや、庁舎内で議会中継の視聴等のためにモニターとして設置しているテレビ、庁舎や公共施設において衛星放送に対応していたことを承知していなかったテレビについて、契約締結の必要がないという認識であったことから、今回こういったことが起きたものでございます。

内訳につきましては、カーナビが17件ございます。うち、消防車が11台、一般の公用車が6台です。議会中継等のモニターの目的として設置していたテレビ、これが4件です。これは親子傍聴席の一つ、あとは議会のロビーの一つ、あとフレンドあさひ、あとはハニカムに設置してございます。それと、衛星放送が受信できる状況にあるが、地上波のみの契約となっていたテレビが13件ございます。これは各階各課にあるんですが、こちらも主には議会中継を視聴するために使用しております。

期間につきましては、カーナビは長いもので平成20年からとなっており、そのほかは車両の購入時期により様々な年数となっております。テレビは、長いもので平成26年からとなっているものが1台あります。そのほかは、新庁舎の建設時、令和3年に設置したもの、それ以降に設置したものとなっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 商工観光課からは、プレミアム付共通商品券発行事業5,690万円になります。こちらの詳細について回答いたします。

まず、本事業は、旭市商業振興連合会が実施する事業になります。商品券のプレミアム率は20%で、1セット1万2,000円分を1万円で販売いたします。発行予定数は2万2,000セット、1世帯5セットまで購入可能で、購入対象者は旭市在住の方に限ります。商品券の使用期間は、7月1日から12月31日の6か月を予定しています。

現在予定しているスケジュールです。こちらは、5月1日から新聞折り込み、それから広報あさひ、それからLINE、市及び商工会のホームページなどで事業の周知を開始すると同時に、往復はがきによる申込受付を開始いたします。

申込締切りは5月15日で、申込み多数で発行セット数を上回った場合は抽せんを行い、6月下旬までに当せん・落せんのはがきがお手元に届くように通知をいたします。当せんされた方は、7月1日から10日の10日間の中で、申込時に希望された郵便局で商品券を購入していただく流れとなります。

なお、今回からちょっと販売方法を変更しております。窓口を分散すること、それから特定窓口への集中を防ぐため、それから待ち時間の短縮など利便性の向上を図るため、販売場所は、これまで商工会の1か所であったんですけども、市内に12か所ある郵便局に変更する予定でございます。あわせて、各種の問合せに対応する専門のコールセンターを新設して、きめ細かなサポート体制を整備する予定でございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） では、再質疑いたします。

NHKの受信料のほう、よく分かりました。そんなに遡って、見てもいないテレビやカーナビから取るというのはちょっとひどいなと思うところでありまして、こちら側に別にそんな瑕疵があるとは思わないんですけれども、再質疑としましては、私の認識だと5年を超えるものというのは時効が表明できるのかなという認識があるんですけれども、旭市は今回、長いものだと平成20年からということで、もう18年とかですか、そんな前から遡って支払うのかなと、その辺がちょっと疑問なんですけれども、その辺の説明をよろしく願いいたします。

(2)のほう、プレミアム商品券なんですけれども、よく分かりました。

こちらのほうの再質疑としましては、何年か前までやっていたのが30%のプレミアム付商品券というのをやっていたと思うんですけれども、今回20%ということで、20%でもありがたいんですけれども、この下がった理由というのは何かあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、お答えいたします。

今回の事案は、NHKの放送を受信できる設備を設置した者は契約を締結しなければならないという契約締結義務の不履行ということになります。契約自体を締結していないため、契約がある場合とは状況が異なります。

時効に関しては、契約が成立した後、NHKによる請求権が発生し、時効に向けてのカウントが始まります。つまり、未契約でございますので、今回の事案については時効のカウントが始まっておらず、テレビ等を設置した日まで遡って請求されることとなり、時効を主張できないこととなりますので、5年以上前の受信料も支払うこととなります。

以上です。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 確かに割増し率減っているんですけれども、買おうとした人だけが受けられる特典です。買わない人、中には買えない方もいらっしゃると思います。そんな中で、これまで令和5年度やっていたんですけれども、2万セットでずっと続けて販売し

てきたものを、商業振興連合会の方に頑張ってくださいまして2万2,000セット、2,000セット増やしております。これにより、少しでも多くの方に渡る、購入できるようにしたいと。それから、抽せんで外れる方もいらっしゃいます。そういった方を、セット数を増やすことでできるだけ減らしていきたいと、そういう考えでこのような事業にしました。よろしくお願いします。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 契約前だから時効ができないということで、ちょっと納得できないんですけれども、そういう法律なんでしょうね。放送法があるから、見ていない受信装置があっても払わなくてはいけないということなんですけれども、NHK、赤字が増えたから、こういうふうに取りやすいところから取っているのかなと勘ぐりたくなくなってしまいますけれども、仕方ないと思います。

岐阜県なんかだと、話し合ってから支払いをするみたいな話も聞いていますけれども、小さな自治体ですのでちょっと難しいと思うので、しょうがないと思いました。文句は言いながらも、ちょっとここでは自分の考えは言えないということで。

では、再々質疑になりますけれども、消防車や公用車でテレビを見ることがあるのかを再々質疑でお伺いしたいと思います。見ていないのに取るというのは本当にひどいなと思うので、その辺、ちょっとちくちくと議会の場からも言いたいと思います。あれですよ、行政に対してではなくて、NHKのほうにです。N国党の回し者ではございません。

では、（2）のほうです。プレミアム商品券、こちらはとてもいい制度で、制服を買う保護者なんかもこれを当てにして買っているところもあるので、継続してぜひお願いしたいなと思っておるところなんですけれども、再々質疑としましては、ほかのメニューではなく、この事業にした理由があればお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、お答えいたします。

カーナビを設置しておればテレビが見られる状態とはなってしまいますが、消防車も一般の公用車も、通常業務においてテレビを見るということはございません。

以上です。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） こちらの商品券なんですけれども、実質1万2,000円が2万

2,000セットということで、発行総額は2億6,400万円になります。

こちら、エネルギーや食料品の価格等の物価高騰の影響を受ける市民や事業者を支援し、旭市商業振興連合会の加盟店での利用を通じて、加盟店は444店舗加盟しております。この加盟店での利用を通じて、市内における消費喚起及び経済の活性化を図ることを目的としております。

また、商業振興連合会からも、毎年やりたいという要望を受けておりました。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の質疑を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動をお願いいたします。

それでは、議案第1号について、準備が整い次第始めてください。

○3番（戸村ひとみ） お願いいたします。

議案第1号、令和8年度一般会計予算なんですが、先日の本会議で、市長のほうから予算編成に当たっての熱き思いを語っていただきましたので、私は市長の思いの籠もった予算編成に対しての質疑をしていきたいと思っております。委員会には市長はお見えになりませんので、細かいところは委員会のほうでお聞きして、本日は本会議場では市長にご答弁をお願いしたいと思っております。

まず、この予算編成に当たって、市長のほうから、健康で豊かな暮らし、ウェルビーイングの向上、ちょっとこれ読みますね。

「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭〜健康で心豊かな暮らし “ウェルビーイング”の向上〜」が実現し云々で、その後で、将来世代に責任を持って引き継いでいくための予算編成をいたしましたというのがあります。

ここでお聞きしたいんですが、市長、ウェルビーイングって何ですか。実は、世界中でSDGsをさんざん使っていて、だんだん今度10年前ぐらいからウェルビーイングを使うところが多くなってきて、SDGsと逆転してきたという、そういう検索結果みたいなものが出ていまして、市長のほうでは、第3期総合戦略のはじめ、去年からですか、ウェルビーイングという言葉が使われ始めたのが。

ちょっと分かりづらいんです。英語圏の方だと分かるんでしょうけれども、ウェルビーイングって一体何ですか。ウェルビーイングの向上、この実現を目指して予算立てをしていらっしゃるわけですから、市民の方から聞かれるんですよ、ウェルビーイングって何だと。な

ので、そこのところをお願いします。

それと、将来世代に責任を持って引き継いでいくための予算編成、これも一体何ですか。例えば具体的なことを聞きたいんですけども、例えば貯金を残しておく、財調をどれぐらい残しておくとか、そういう具体的なことですか。責任を持って引き継ぐという、この……

○議長（宮内 保） 戸村議員、もう少し簡潔にですね……

○3番（戸村ひとみ） すっごい簡潔だと思いますよ。

○議長（宮内 保） 簡潔ではないです。もう少し簡潔をお願いします。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。

では、328億2,000万円、今回のこの予算の中でウェルビーイングのための予算額、それと将来世代に責任を持って引き継いでいくための予算額、これをお願いします。

（2）です。すっごい分かりやすいと思うんだけど、質疑は。

○議長（宮内 保） 戸村議員、この328億2,000万円とした根拠ということで、（1）はいいですよ。

○3番（戸村ひとみ） そうですね。その根拠の聞き方ですよ。私は、委員会……

○議長（宮内 保） だから、そこを簡潔をお願いします。

○3番（戸村ひとみ） 委員会では市長のご答弁はいただけないので、出ていらっしゃらないので。ですから、この予算は市長が立てられているわけですからね。市長がどういう気持ちで「ウェルビーイング」を使って、将来世代に責任を持ってと、ここのところを市長から聞きたいんです。

○議長（宮内 保） 戸村議員、（2）のほうをお願いします。

○3番（戸村ひとみ） 不動産売払収入です。これ、行政改革アクションプランの中で——33ページなんですけれども、42万8,000円なんです。ただ、この施政方針の中では、「売却処分又は民間事業者による活用を進め、管理経費の削減と財源の確保を図ってまいります。」というふうにあるんですよ。

もう随分前から行革のほうで、できたら売りたいなというような土地とか、結構リストで上げていらっしゃいますよね。それで、毎年まあまあ収入が上がっていると思うんですけども、今回の予算で42万8,000円、一体どこの未利用地を売って、どれだけの管理経費を削減するんだというのがこの数字からは見えてこないんですよ。

今までの計画と、令和8年度にどこを売って、令和8年度で売ったところの残りですね、行革として売りたいところがどれぐらい残るのか、どれぐらい残っているのか。お願いします

す。

(3) です。分析調査委託料です。これ新規事業で、先ほども前者のほうからもございました。成田空港機能強化に伴うまちづくり方針基礎調査委託。これ、恐らく千葉県のほうで千葉県全体を国際戦略特区に指定したので、旭市としても成田空港を活用して商売ができないかと言ったらあれなんですけれども、旭市を売り出すことができないかという、それに対する調査だと思うんですけれども、この内容を教えてください。金額と内容。

あと、(4) です。ふるさと応援寄附推進事業、こちらですが、今年度、令和7年度から、地元根差した商品開発と効果的なPRを得意とする中間事業者と契約したということで、この事業者のことは私もさんざん聞きましたからよく分かっているんですが、それで、本事業を積極的に令和8年度では推進してまいりますということで、ここのところで、金額が1億9,747万5,000円ですよね。そのうちの委託料が1億5,100万3,000円を計上してあるわけです。これって、私の感覚ですけれども、令和7年度とどれぐらいの差があつて、得意とする中間事業者を採用したことで、令和8年度にはどれだけのものを見込んでいるかという、そのところの説明をお願いします。令和7年度の実績の上に令和8年度積算されているんでしょうから、そのところをお願いいたします。

(5) です。移住・定住促進事業です。ここの施政方針の中で、「市の魅力が伝わる情報発信と合わせて、定住促進奨励金の交付や移住に特化したウェブサイトの構築、」ここからです。「民間企業のノウハウを活用した移住サポートセンターの運営などに取り組んでまいります。」ということで180万円を計上されていますが、これは市内の民間企業に委託するというふうにあります。ここの具体的などころをお願いします。どういうふうにこの民間企業を決めていくのかとか、あとこの金額、180万円の積算根拠をお願いします。

6番です。放課後児童クラブ運営事業です。「専門的な知識と豊富な経験を持つ民間事業者を活用」、これは「専門的な知識と豊富な経験」というここのところ、どういうことなのか、具体的に説明をお願いします。どういう条件で民間事業者を選ばれているのかということですね。その民間事業者のほうも、分かれば教えてください。

それから、学校の統廃合が進んでいきますが、そのときに放課後児童クラブの運営というのはどういう形になっていくんでしょうか。そのところもお願いいたします。どういう計画を令和8年度で立てるかということですね。お願いします。

7番です。妊婦・乳幼児健康診査事業です。乳児健康診査事業については、「子どもの発達上の課題を早期に発見し、就学への円滑な準備につなげるため、これまでの乳幼児健康診

査に加え、5歳児健康診査を新たに開始いたします。これにより、子どもと保護者が安心して就学を迎えられるよう」ということなんですけれども、これは5歳児の健康診査、結構ほかのところではもう随分前からやっています。それで発達障害のお子さんを早くに見つけて、就学前にいろんな手当てをすと言ったらあれですけれども、そういうことをもう10年以上前から始めているところもままあります。どういう理由でというか、なぜこのタイミングで、令和8年度でこれを始められることになったのか、それをお願いいたします。

あと、8番です。畜犬等適正管理指導事業です。飼い主のいない猫の対策についてなんです、「新たに対象を拡充し、飼い主のいない猫についても手術費用の助成を行い」ということで、これ30万円ですか、計上してあるんですけれども、この具体的な内容をお願いいたします。

具体的な内容に加えて、この30万円の積算根拠ですね。例えば飼い主のいない猫が結構市内で、道路でひかれていたのを、私なんかも環境課に電話したりして、ちょっと引き取ってくださいというふうに結構な頻度で連絡しています。市内では一体どれぐらいの飼い主のいない猫がいて、それがどれぐらい処分というんじゃないな、焼却に回されていると思うんですけれども、その数字を教えてください。

それから、9番です。ごみの減量化推進事業です。廃棄物の減量化と資源の有効活用についてです。

これは毎回、もう本当に毎回、これは施政方針の中で出てくるところなんですけれども、これはSDGsにはやっぱり一番大切なところだと思ひまして、令和8年度では新たな取組としてどういうことをされるのか、お願いします。

10番です。こちら地球温暖化対策推進事業についてなんですけれども、2050ゼロカーボンシティの推進ということで、令和7年、去年6月2日にゼロカーボンシティあさひ、これ市長、宣言されましたよね。これの市民への周知、これはどのように令和8年度はされますか。令和7年度はホームページで啓発を行いということなんですけれども、なかなかこれね、ホームページだけではちょっと難しいところがあると思います。環境との共生とカーボンニュートラルに向けた取組の周知ということで、何にしても目標値を掲げないと、だらだらやっているという、ここで終わりになると思うんですよ。目標値を教えてください。

それから、11番です。商業活性化推進事業です。新規出店の支援の拡充です。これは実店舗での開業を目指す者に対し云々とあるんですが、試験的な短期出店費用の助成、これは新規事業で上がっている主要事業のsmallビジネス支援補助金だと思うんですけれども、こ

の50万円、これの積算根拠をお願いいたします。

12番です。冠水対策排水整備事業についてです。これ、令和7年度末で事業完了となるというところと、それから、今度は令和8年度に旭地域ハ地区及び海上地域後草地区、この2地区についても計画的に事業を進めてまいりますというふうにあるんですが、これは全体でどれぐらいの割合が令和8年度に冠水対策ができるのか、それを教えてください。具体的に残っているところ、それも教えてください。

それから、13です。防災体制強化事業。これ物すごく大切な事業だと思うんですが、これがスポーツフェスティバルと防災フェアの同時開催をということで、令和8年度から、そういう方針に変えるということがありまして、ちょっと具体的にイメージがしづらいので、本会議場で市民の方に向けてという感じで事業内容を説明していただけたらと思います。

それから、防災スポーツという言葉が出ていますけれども、防災スポーツとは何かということもちょっと説明をお願いいたします。

14番です。部活動地域クラブ運営事業についてです。これは全国的な懸案事項だと思われませんが、これに向けて予算が令和8年度で2,598万5,000円を計上してあるんですが、これによって、もう9月からのスタートということに——書いてありますので、そのこのところでのこの予算でどういうふうなことを9月までにできるのかということをお教えください。

○議長（宮内 保） 戸村議員、1号議案、これで終わり。

議案の質疑は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは1項目め、（1）のほうから回答したいと思います。

まず、ウェルビーイングとは何かということです。インターネットで調べると出てくるんですけども、私のほうから、これは誰でも分かる話なんですけれども、一応、ウェルビーイングというのは、身体的、精神的、社会的に全てが満たされた良好な状態を指す言葉です。

単なる健康や病気でない状態を超えて、心身の調和や他者との良好な関係性、経済的な満足度など広範囲な意味での幸福感というものを指す言葉だそうです。これはWHO——世界保健機関ですか、その健康というところの定義の中で、肉体的にも精神的にもそして社会的にも全てがよい状態であることというのを定義したと、そういったところからキャッチーな言葉ということで、皆さんがだんだん周知するようになってきたというところだと思います。

本題の質疑、一般会計の予算額328億2,000万円とした根拠というところなんですけれども、そういった考え方を踏まえ、また予算編成方針に基づきながら必要な事業、経費等を積み上げた結果が328億2,000万円という予算となったものでございます。

○議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、私のほうからは33ページの不動産売却収入についてご回答申し上げます。

まず、この土地につきまして、令和8年度において売却を予定している土地でございますが、場所は飯岡字大崎町2555番地2、地目は宅地、面積は登記簿面積で57.91平方メートルでございます。土地の単価については、予算要求のため固定資産評価額を参考に算出しました。なお、売却方法については、官公庁オークションでの入札を予定しております。

また、全体的なお話をしますと、所有している未利用地、これが全て即売却ができるわけではございません。調整ができて予算化できたものからこういったふうに進めておりますので、今回計上したこの42万8,000円というものは、整備ができたものということになります。以上です。

○議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、3番目、予算書61ページの分析調査委託料の内容についてご回答申し上げます。

分析調査委託料ですけれども、議員おっしゃるとおり、成田空港の機能強化に伴いますまちづくり方針の基礎調査委託料として450万円を計上しているものでございます。このほかに、旭市と千葉工業大学との域学連携事業として160万円を予定しております。このまちづくり方針基礎調査は、成田空港の機能強化による本市への波及効果等について分析をするものでございます。

もう一方の域学連携事業につきましては、包括連携協定を提携しております千葉工業大学と連携し、地域の課題解決を目指す公民連携の取組となります。

続きまして、4点目の予算書61ページのふるさと応援寄附推進事業についてです。議員おっしゃってありました委託料1億5,100万3,000円のほうの内容でございますけれども、こちらにつきましては、ふるさと寄附を受け入れるための経費の一部でございます。寄附受入れ業務の各種手続を行います代行の専門業者への委託料となりますが、これらは返礼品等の値段も入っておりますので、完全に業者の利益分で1億円ということではありません。寄附に対して3割程度、必ず返礼品がありますので、それらの費用も含めた金額での委託料というふうになっております。

それから、今年度から中間事業者を入れてというところでお話がありましたので、どのぐらいその差が出ているのかというお話でした。

ちょっと実績ベースでお答えさせていただきますが、令和6年度の寄附受入額としては約1億9,500万円でした。令和7年度につきましては、今のところ見込額でございますけれども、3億1,000万円程度はいくのかなというふうに見ております。

ですので、6年度と比較すれば1億1,000万円から2,000万円ぐらいはプラス。さらに、令和8年度の予算でございますが、3億6,000万円ほどの寄附見込額を今予定しているところでございます。

それから5点目、予算書68ページの移住・定住促進事業の移住サポートセンターの委託料の内容でございます。こちらは180万円を予定しておりますが、こちらにつきましては、移住相談、移住の相談受付、それから移住相談会というものを都内ですとか複数の箇所ですと移住相談会等もやっておりますので、そちらへの対応ですね、出展していただいて通年を通してそういった移住相談のイベントに参加する費用として180万円を予定しております。

それから、民間企業にということでは地元企業ではないのかということですが、今回、その委託を予定しているところでございますが、先ほど、ふるさと納税の中間事業者のお話をさせていただきましたが、このふるさと応援寄附の中間事業者に、今回委託を予定しております。といいますのは、この事業者は、現在駅前に事務所を構えていらっしゃいます。それから、その社員の大半が移住者で、自身の経験を生かした移住相談会等の対応が可能なこと。加えまして、ふるさと応援寄附の事務も行っておりますので、旭市に興味を持っていた方への効果的なアプローチが期待できるということなどから、本事業者を今のところ予定しているところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私のほうからは、予算書の111ページの放課後児童クラブの運営事業について回答を申し上げます。

専門的な知識ということの活用ということ、あと事業者を選ぶ場合の条件ですとかというところでございますが、まず民間事業者の専門的な知識や経験ということを生かすということで、行政ではなかなか対応がし切れない部分、そういったところを事業者ならではの提案で児童の遊びの場、学びの場、そちらの充実ですとか保護者のニーズに対応した支援を行うというものでございます。

条件としまして、今申し上げましたような事業を事業者のほうから提案していただきます。その上で、これまでの実績ですとか、この事業に係る予算等を勘案しまして、事業者のほうを選定しております。

事業者のほうにつきましては、株式会社アンフィニという事業者でございまして、茨城県のつくばみらい市に本社がある会社でございます。

もう一つ、統合後の放課後児童クラブということでございますけれども、統合後の放課後児童クラブにつきましては、統合しました学校のほうで運営を行いますので、今回、干潟の地域につきましては新しくできるひかた椿小学校のほうで統合して、放課後児童クラブのほうを運営していくということになっております。

以上です。

○議長（宮内 保） こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 私からは、予算書137ページ、妊婦・乳幼児健康診査事業の中の5歳児健康診査事業、議員のほうからもなぜこの時期に始めることになったのかということでお答えいたします。

全国的に小児科医師が不足しており、5歳児健康診査が実施できない状況にあります。しかしながら、市では市内小児科医師や旭中央病院小児科医師の協力を得ることができたため、来年度から実施する運びとなりました。

以上です。

○議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（大八木利武） 環境課からは、（8）から（10）までの3点についてお答え申し上げます。

まず初めに、（8）の畜犬等適正管理指導事業の飼い主のいない猫の拡充の手術の補助金についての根拠ということで、お答えを申し上げます。

飼い主のいない猫の不妊及び去勢手術の補助金として、1頭当たり3,000円で、令和8年度は100頭分で30万円を計上しております。

また、猫の数というご質問ございました。猫の数については、申し訳ございません、把握のほうはしてございませんが、死体回収をした動物の数ということで、これは令和6年度の結果ということでお答え申し上げますと、合計で279頭、うち猫が151頭でございました。

続いて、(9)のごみの減量化推進事業ということで、令和8年度の新たな取組はというご質問でございましたが、減量化に際しまして、民間事業者との連携というところで、これはもう令和8年度を待たず我々のほうで進めておりまして、民間のリユース・リサイクル業者と連携しまして、再利用・再資源化を推進ということで、まずその民間業者との連携費用は全て無料でありまして、市のホームページやパンフレット作成などで普及啓発して皆様にお知らせして、ご利用いただいてごみの減量化につなげていただくということを考えております。

今現在は、3団体ということで、リユース団体が1団体とリサイクル団体2団体と提携しております。具体的な活動というのはこれからになりますけれども、提携というところまでいっているのが既に3団体ございます。8年度につきましても、リユース業者をもう1団体程度提携できないかというところで、今、検討しているところでございます。

(10)の地球温暖化対策推進事業というところで、市民の周知、「ゼロカーボンシティあさひ」を宣言しての市民への周知ということですがけれども、これについては、ありきたりな話になりますけれども、ホームページやSNS、広報紙または回覧板等を活用しながら、一般的なゼロカーボンの広報も当然なんですけれども、それ以外に、今、(9)で申し上げたようなそういうごみの減量化に際しての様々な連携している体制であったり、またごみの減量化推進事業の中でも助成制度等ございます。資源の、地域の皆さんで集団回収したごみの量に応じて奨励金をお支払いしているような制度であるとか、生ごみの処理機の補助金であるとか、また、この(10)の温暖化対策推進事業の中でもあります住宅用の施設の補助金、省エネルギー設備設置補助金、こういったもののPRをしながら、ゼロカーボンシティ実現に向けての啓発を続けて行ってまいりたいというふうに考えております。

目標値というお話がございましたけれども、これについては宣言書に書いてあるとおり、2050年にゼロカーボンを目指すというところと、あとは2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減するという目標、これも全国レベルで出している目標ですけれども、それに向けて努力していくというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私からは、（11）、178ページの商業活性化推進事業、18節の
スモールビジネス支援補助金50万円の事業内容と積算根拠について回答いたします。

この補助金は、市内で新規に店舗を開業しようとする者に対して、大規模小売店舗での短期出店料の一部を補助し、本格的な出店の前にチャレンジ、市場調査を促すことで新規出店時の成功につながるよう支援するものです。なお、既に実店舗をお持ちの方は対象外となります。

この補助金を活用した短期出店による市場調査をきっかけに市内での新規開業が増加することで、市内の空き店舗であったり大規模小売店舗の空きテナントへの出店につながり、市全体の商業の活性化を図るものです。

補助内容としましては、出店料の3分の2以内で上限5万円としています。根拠として、この5万円の10件で50万円となります。対象の業種は、飲食業、食料品販売業、小売業、サービス業などです。

また、最初の出店日から60日間までにかかった出店料を補助対象とし、この間の5日以上の出店を要件としたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課からは、予算書191ページ、冠水対策排水整備事業について回答いたします。

事業の進捗を申し上げます。冠水対策排水整備事業は、イ地区、ハ地区、後草地区、3か所で現在行っております。

イ地区については、令和7年度末、本体工事を完了する予定でございます。ハ地区におきましては、令和7年度末で工事延長812メートルのところを、512メートル完了する予定でございます。全体の完了期日は令和10年を目指しております。続きまして、後草地区です。後草地区の工事延長は約260メートルでございます。令和7年度末の予定としては60メートル、工事完了予定は令和10年度になります。

以上になります。

○議長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは総務課からは、（13）防災フェアについてお答えいたしま

す。

令和8年度は、このスポーツフェスティバルと防災フェアの二つの事業を同時開催することで、スポーツと防災を気軽に楽しみ、市民の健康増進と防災意識向上の相乗効果を期待して、健康で災害に強いまちづくりを推進したいと考えております。

このあさひ防災フェアのほうは、楽しく気軽に実感を持って防災に触れる機会を提供することを目的としております。従前の総合防災訓練では参加者が少なかった子育て世帯をメインターゲットにして、子どもと保護者が一緒に楽しみながら防災を学べる催しなどを実施する予定であります。

予定している防災フェアの内容としましては、親子で参加する防災スポーツ、そのほかに緊急車両などの展示や災害協定先などによる防災製品や活動紹介などを予定しております。

それと、防災スポーツとは何かということでございましたが、こちら災害時に役立つ様々な防災知識と技を、競技を通して体験しながら楽しく学ぶことができるというもので、予定している種目は3種類ございます。一つは、キャタピラエスケープというもので、災害時の煙を想定して姿勢を低くして進む速さを競うというものと、あとはレスキュータイムアタック、毛布を担架代わりにして負傷者を安全に運ぶタイムレース、それとキャットサイクルレース、一輪車を使った障害物レースというようなものを予定しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） それでは生涯学習課から、（14）の部活動地域クラブ運営事業について回答させていただきます。

部活動地域移行ですが、令和8年9月から休日部活動の地域移行を実施する。ただし、受皿条件が整わない場合は部活動継続も可とするということを市の方針としまして、実施に向けて準備を進めているところであります。児童・生徒及び保護者、教職員に対しまして説明会を行い、理解を求めているところです。パンフレットの作成、広報あさひ、ホームページへの掲載なども行い、広く周知を行っていきます。

地域クラブの指導者については、地域の団体へ協力を呼びかけるほか、今後広く一般公募するとともに指導を希望している教職員に再度確認のアンケートなどを行い、人数の確保に努めます。

また、運営業務の一部を業者委託し、安定した運営体制を構築するために事務を進めているところであります。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ご答弁ありがとうございます。

私、ウェルビーイングは、市長にどういうふうなお考えでウェルビーイングという言葉がこの予算編成に使っていらっしゃるのかなというのを聞いたかったんですよ。市民の方がそのように私に聞かれました。ウェルビーイングって一体何だと。

課長、私も自分でパソコンで検索できますよ、ウェルビーイング。ですから、今、答弁でいただいたようなことは読めば分かります。ただ覚えられないです。それが一体この予算編成にどんなふうにかかっているかという、その市長のお気持ちなんか、検索した中では酌み取れませんよ。ですから、私は市長の答弁が欲しかったわけです。ウェルビーイングをどういうふうか、英語をわざわざ使っていらっしゃる。

私のはっきり言って、旭市、少子高齢化、超高齢化社会になっていると思うんですけども、そんな中で328億2,000万円も予算計上した中で、じゃ、何を狙っているんだってお年寄りとかに聞かれたときに、ウェルビーイングなんですよと言って答えて分かりますか。ごめんなさい、これ以上は言いません。なので、市長のそのお考えを聞いたかったんです。もっと分かりやすく、健康で心豊かな暮らしだけでよかったんじゃないかなという、そこです。世の中の風潮に乗っかっちゃってというか、SDGsでも本当に分かりにくかったですよ。それでちょっと市長の予算編成のときのお考えを聞いたかったということです。

将来世代に責任を持って引き継いでいくというところのご答弁、いただいていません。どうかがそういう将来世代に責任を持って引き継いでいくというその予算立てになるのかということです。具体的なことをお願いいたします。

それから、（2）です。行革のアクションプランの、これは前から、私もう何年も前から、売れるところから売っていくんですよみたいな話は聞いているんですよ。じゃ、全体として、どれぐらいそういうところがあって、令和8年で今までこれだけ売りさばいてきて、令和8年にはこれだけのものを売っていかうという財源確保のためにと書いてあるじゃないですか。

これだけのものを売っていかうという、それが分からない数字だったから聞いたんです、42万8,000円って。そしたら場所を教えてくださいました。57.91平米。令和8年でここを売るだけですか。これが行革アクションプランですか。目標を立てていませんか。売れるところから売るといふその中で、令和8年で本当に財源確保をしたいという、市長の施政方針の中にもありましたけれども、財政が厳しくなっているという中で財源確保のために令和8

年でこの金額というのがちょっと疑問だったので聞いたわけです。

どれぐらいの、売りたいなみたいな、どれぐらいのものが残っていますか。お答えください。絶対計画ありますよね。私、お聞きしましたもの、以前。

それから、3番です。成田空港。これ全体として六百十何万円ですか、かけるということで、令和8年は調査を委託したところでやっていただいて、成果物っていつ出来上がりますか。令和8年度中にできますか。それともこれは何年か調査しなければいけない、成果物が出てこないということなんですかね。成田空港を利用というか、戦略特区に乗っかって成田空港からそれぞれの地方自治体が恩恵を被るようなことをどれだけあるかというのを、それぞれが調べていると思うんですよ。やはり早くそこに着手しないとと思うんですが、成果物っていつできますか。

それから、4番です。ふるさと応援寄附推進事業。以前、この寄附額のことをお聞きしたときに、前年度掛ける1.幾つでしたっけ、というお答えを以前いただいたんですよ。積算根拠としてね。

でも、令和6年で1億9,500万円、令和7年で3億1,000万円、令和8年で3億6,000万円とあって、令和6年から令和7年にがんと上がったわけですよ。そのときに、いわゆる積算根拠の1.何倍というのをぐっと大幅に上がったわけですけども、それで今度令和8年でまた、少しは前の積算根拠よりは多めに見てあるのかなという気がするんですが……積算根拠を聞いてもあれかな。私は本当にこちらの事業者に期待してまして、次の移住・定住促進事業のほうもこちらの事業者が受けてくださるということですので、本当に期待しています。今回の、一応聞いておきます。令和8年の積算根拠ですね。数式で出せたらお願いいたします。

それから、移住・定住促進事業、こちら分かりました。いろんな事業を手がけていらっしゃる場所ですので、旭市にもあれだけの事務所を構えてくださっているの、これは期待しています。

(6)です。放課後児童クラブ運営事業です。株式会社アンフィニということで、統廃合するということは、遅くまでいる子どもや遠くの子どももいるということになるので、送迎の関係とかはどういう感じに見込まれていますか。この事業者が受けてくださるのかとか、そういう、令和8年度で何かそのところまで話の進展みたいなものがございましたらお願いいたします。進展があるというよりも、進展させるかどうかということですね。

(7)です。5歳児健康診査、小児科のほうはやっと手当がということだったんですけれ

ども、非常に、やっとなんていうのが拭き切れない部分があるんですけども、そうしたら実際に、健康診査をしました。その後の手当というかサポートというか、そのあたりはどういうふうに考えていらっしゃるでしょう。

健康診査しましたよと、発達障害がありますよ、お子さんみたいな、そこで切ってしまうことではないと思うんですね。実態が分かった上で、じゃ、それをどのように予防して、実際には発達障害のお子さんをどういうふうにサポートしていくかということ、そのところをお願いいたします。そういう体制がちゃんとできているか、つくろうとされているのかどうかということですね。

8番です。畜犬等、猫の、新たに対象を拡充しということで、猫100頭を見ていらっしゃるという積算根拠なんですけれども、先ほど課長のほうが言ってくださった、ひかれてしまった猫ですよ。これは市道、あるいは県道そこしか回収していただきませんか。ちょっとでも民地に入っていたら、それって対象外になるじゃないですか。

だから、市道、県道でひかれてそれで焼却された猫が令和6年度だけで151匹いるということですよ。ですから、それは死んでしまった猫ちゃんです。だからそれを考えると、一体どれだけ飼われていない猫ちゃんがいるんだという、飼い主がいない猫ちゃんがいるんだということになるんですけども、この100頭というのはどういう数字なんですかね。この根拠をお願いいたします。100頭にしたいということですね。

9番です。ごみの減量化推進事業、これ先ほどから課長のご答弁の中で、リユースのほうの業者も令和8年度では1者増やそうと思うというようなことがあったんですが、これちょっと何年間か遡っていただきたいです。成果って現れていますか。数字でちょっと聞かせてください。それで、令和8年度はそれをどのように目標とされていますか。

10番です。これ全国レベルでの目標ということで、2050年にゼロカーボンシティにするぞという、それは分かっているんですけども、じゃ、実際にごみの再資源化やら何やらで令和8年の目標ってどう立てていますか。

2050年にはゼロにしようという、でもそこに行くまでにちゃんと目標を立てないと、やっついて、はい2050年ゼロになりましたみたいなことは絶対にあり得ませんので、令和8年、この目標をお願いします。

11番です。商業活性化推進事業、これ60日間を借りる権利があるというか出店する権利があって、その中で少なくとも5日間出店すればという条件なんです。それって、すみません、お店をやろうとしている人で、2か月間でそういうので結果が出るのかなという非常に

不思議な、ここの積算根拠もお願いいたします。

例えば、ほかでこういうふうに行っていると、私も以前、一般質問でスモールビジネスのことは言ったことがあるんですけども、よその形態とはちょっと違った形態になっているので、これどういうふうに行われているのかなというのを伺います。数字は分かりました。根拠です。

12番です。冠水対策、これ令和7年度と令和8年度で終わるというのは分かったんですけども、先ほど伺いましたが、ほかにもあると、市民の方からも上がっているところもあるし、市のほうでも把握しているところがあると思うんですが、それは令和8年度の中では計画が立たなかったということで、今後どういうふうな計画になっていきますか。お願いいたします。

それから、13番です。防災スポーツ、とても面白そうなスポーツが分かりました。ありがとうございました。

14番です。部活動地域クラブ、ご答弁では9月スタートと言っているけれども、諸条件整わない場合は9月スタートということもないよという、そういうことだったと思うんですけども、令和8年9月スタートにこぎ着けられないということとなる、もしそういうこととなるとしたら、どういう問題があってどういうハードルがあるのかを教えてください。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 将来世代に責任を持っていくという部分というところ、なかなか難しいんですけども、基本的には将来にわたってまずは財源の確保をしっかり取っていくと。これは先ほど質疑があった、小っちゃいですけども、未利用地なんかの売買なんかも地道に続けていくとか、それからふるさと応援寄附金、徐々には上がってきていますが、そういった部分で財源のほうを確保していく。

税収のほうは、今年度の予算でも多少上振れで予算措置していますが、それに引き換え、それもそうなんですけども、税収の上振れとかそういった歳入の上振れにまた輪をかけてというか、それ以上に歳出というところで、物件費とか義務的経費というのは上がっているというところで、先の見通しというのは難しいところなんですけども、いろんな方策を取りながら、例えば人口減少対策とか商業活性化の対策とか、いろんな、幅広にいろんな施策を常々考えていきながら、将来に引き継いでいくように皆さんがチームあさひで努力していくというところで、地道にやっていくというところでしかない。

なかなか、これをやればというところはないんですけれども、そういった観点で日々業務を進めているというところで、ご理解いただければと思います。

○議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 未利用地の関係についてお答えいたします。

どれぐらい売りたいのか、そういう計画があるのかというようなお話でした。先ほどもお話ししましたが、未利用地だからといって即に売れる状況ではありません。実際には売却困難な土地があちこちに点在しているというようなのが実際の状況でございます。

これまで、令和2年度から6年度までの5年間で約1万5,000平方メートルを売却し、金額にして約1億1,700万円を自主財源として確保したという事実がございます。このように、この間、神西住宅やら仁玉のスポーツ広場、こういった大きなまとまった土地があれば数字的なものもある程度大きなものが出るかと思われま。ただ、毎年そういったものが整理できて即売れるという状況にはなりませんので、今回、42万8,000円というのが整理ができた土地ということでございます。

今、実際にそのアクセス道の残地とか、あとは実際にお貸ししていた住宅跡地が更になりまして、そちらのほうをまた売却が可能なのかとか、そういったような土地は多少はございます。

ですから、これについても全て、境界等の調整等、そういったものができなければ売るといふまでの話にはなりませんので、継続してそういったものは進めてはおります。

以上です。

○議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 予算書61ページの分析調査、成果物ですけれども、これは令和8年度末を予定しております。

それから、次のふるさと応援寄附の積算根拠が、令和8年度予算3億6,000万円とした根拠ですけれども、こちらは令和7年度の見込額、先ほど3億1,000万円ほどというふうに申し上げました。こちらに、総務省、国が公表しておりますふるさと納税のその受入額の過去3年間の平均の伸び率というものがありますので、そちらが大体平均ですと14.82%ですので、こちらをかけますと大体3億5,600万円になるんですが、こちらを少し上目に見まして3億6,000万円としたところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私のほうからは、予算書の111ページの放課後児童クラブの関係でございますが、送迎はというお話でございました。

こちらの送迎ですけれども、現在、放課後児童クラブにつきましては市内の小学校全てに設置しておりますので、同じ敷地内でございますので、こちらのほうの送迎は考えておりません。

以上でございます。

○議長（宮内 保） こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） こども家庭課からは、5歳児健康診査終了後のフォローアップ体制についてですが、この健診はあくまでもお子様の健康状況や発達面での気づきを得て、必要な支援につなげるための入り口であると位置づけております。そのため、健診結果につきましては健診当日、面談の中で保護者の方に丁寧に説明をさせていただきます。その際に、保護者の不安に寄り添い、過度な不安を招かないよう徹底してまいります。

その上で、より専門的な判断が必要とされた場合には、旭中央病院での精密検査受診票を発行するなど、医療機関と円滑に連携できる体制を整えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（大八木利武） お答え申し上げます。

まず、（8）の猫の関係ですけれども、その100頭の根拠。正直申し上げて、100頭という明確な根拠はないんですけれども、先ほど申し上げた道路でひかれたかわいそうな、いわゆるロード・キルと言われている猫の数、151頭ありました。年間的に、平均的にそれぐらいの回収量があるというふうに鑑みたときに、当然潜在的にはもっといるはずなんですけれども、取りあえずはそこに近い線というところで、100頭というのを設定させていただいたところなんです。

ただ、現在その事業と並行して、予算には出ておりませんが、公益財団法人動物基金の行政枠の登録を進めております。これに登録すれば、動物基金の手術用の無料チケットを利用することができますので、そういったこともできますので、補助的には100頭分なんですけれども、動物基金のほうも併用することで、より多くの飼い主のいない猫の救護対策にも充てられるのかなというところもございます。

ですので、明確な基準はございませんが、こういったものを併用した中での100頭というところでご了解いただければと思います。

(9)のほうのリユースの関係になります。今までの成果としてどのようにというところなんですけれども、今現在、3団体というふうに申し上げたんですけれども、実働は今のところまだ、リサイクル団体の1団体のみです。これからいく形になります。既に動いているところにつきましては、パソコンや小型家電の無料引取りの業者になります。

これについては、大体年間十数件、今のところは十数件の利用ということになっておりまして、これももうちょっと利用率が上がるように、やはりPRしたほうがいいかなというふうに内部では思っておりますので、よりその辺は新規の部分も含めて周知を努めたいというふうに思っております。

次に、地球温暖化の関係ですね。カーボンニュートラルの目標値でございますけれども、これにつきましては具体的にやはり8年度の具体的な数値というところではございません。今は取りあえず2050年の目標を掲げて、官民一体となって取り組む決意というところを、ゼロカーボンシティ宣言というところで内外に表明したところでございますので、質疑にある目標値につきましては、まず市民の皆様や事業者の皆様への周知啓発、まずそこに重点を置きたいというふうに思っております。

その機運を高めた中で、その過程の中で数値の設定というところを行っていったらというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私からは、(11)のスマールビジネス支援補助金50万円の期間の関係であったり、その改めて積算根拠というご質疑でした。

ちょっとこれは分かりにくくてすみません。こちら、新規事業をうちのほうで考える中で、新しく開業したい人ができるだけ提案というか、そこに申し込めるような制度を考えております。

例えば、今開業を考えている人は、今、会社勤めであったり飲食店で勤めている方だと思うんです。そういった方が出店するとなると、やはり週末であったり週1日休みのときを使って出店することになるであろうと。そういった想定の中で、実際期間は長くなるけれども、毎週週末に1回出るとすると、1か月程度ですけれども出られない日もあるだろうということで60日間、ある程度それは期間を決めた中で集中してやっていただきたいということで、その60日間の中で出店それからチャレンジ、市場調査をしてもらいたいという考えでこの制度を考えております。

また、あくまでも市場調査、短期チャレンジ出店という支援であるため、この期間を設け

ていますけれども、もちろんもっとやりたい、長くやってもいいと思っています。ただ、上限はあくまでも5万円となります。ということで、現在、期間もあるんですけれども、そのように制度を考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） （12）冠水対策排水整備事業の今後の計画ということで回答させていただきます。

ほかの場所でも冠水が発生していることは承知しております。その対策は一時的、局所的なものを含め、多数あることも承知しております。現在進めている事業の進捗を見極めつつ、ほかの場所についても冠水への対策を進めてまいりたいと考えております。

なお、部分的な改修で可能な場合には、その都度対応しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） （14）の部活動地域クラブの関係です。条件が整わない場合という話でありました。

現在、部活動に参加している生徒が継続して活動できるようにということで、おおむね20クラブの受皿とする地域クラブの設定を想定しております。クラブでは、一番の課題が指導者の人材の確保ということになるかと思えます。その人材の確保を20クラブで60名程度予定しております。

60名程度の募集については、今現在作業を進めておりまして、できる限り20クラブの設置を目標としていますが、その人材の確保ができなければ地域クラブとして設立ができませんので、その間は部活動もカットするというような形で基本方針を定めさせていただいております。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

課長おっしゃるとおり、財源の確保、これが一番だと思うんですよ。将来世代に責任を持って、だからそのことを実は市長に聞いたかったわけで、ウェルビーイング、健康で心豊かな暮らしを市民の方にしてもらうためには絶対財源が必要じゃないですか。だから、財源の確保をどういうふうにするんだという視点でずっと質疑を全部、（14）までやってきたんですけれども、行革、この未利用地のことなんですけれども……

○議長（宮内 保） 戸村議員、（１）は。（２）ですか、今度。

○３番（戸村ひとみ） （２）にいきます。市長からのそのウェルビーイングの話はいただけなかったので、（２）にいきます。

この未利用地、これが令和８年度で42万8,000円という、この予算の金額が、財源確保するためにと市長のほうでは施政方針に書いてあるのに、未利用地、売れるところから売るので、令和８年度は42万幾らしか売らないのという、そのこのところを聞いたかったんですよ。

つまり、課長のほうからもありましたけれども、つまり売る努力をしないといけないというようなことを言われたでしょう。だから、令和８年度の中で、例えばその境界がしっかりしていないところを、境界をちゃんと定めるとか、そういうのに予算を使うとか、売れる状況にするというような、そういうことの予算立てをなぜされなかったのかなという。財源の確保が一番大事だと思うと書いてあるのに、そのこの持っている土地、未利用地、それがもしかして何かのやり方によっては売れるチャンスがあるかもしれないという、そのこのところのトライを令和８年度で考えられなかったのかということをお聞きします。

それから、成果物分かりました。（３）分かりました。期待しています。

ふるさと応援寄附、これは従来の積算のやり方と令和８年度の予定額、これの積算のやり方が変わったんだなということによろしいですね。前年掛け1.幾らというのが、今度は平均伸び率を採用するということになったということ、そこを確認します。それから、私は目標は高ければ高いほどいいと思っていまして、人はそこに向かって努力をするのではないかなと思っていまして、まあいいです、私の考えは。

あとは、（７）です。５歳児の、これはもう分かりました。中央病院のほうでサポート体制をお願いするということ。

（８）です。畜犬ですが、3,000円、さっきお聞きするのを忘れてしまったんですけども、3,000円掛ける100頭ということで、これ１頭に一体幾らかかりますか、この手術費用。一体幾ら手術費用がかかると調査されていますか。それで１頭3,000円のこの根拠もお願いいたします。

以上でございます。あとは委員会のほうで詳細にわたりましてお聞きしたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、令和８年度中でそういった大きな財源の確保、

そういったようなものができなかったのかというような、そういう土地がというようなお話だったかと思います。

実際、学校再編や保育所の再編、そういったことによって土地が空いて、その土地について行政内部で使用するか、あとは地域によって使用する。そういったような条件が全くなくて売却ができるというような話になれば、そういったご期待に沿えるような大きな数字というものが出てくるのかもしれませんが。

ただ、今ある未利用地について、最大限そんなに大きいところは今ありません、実際には。そういったものでも整理をつけて、あとは要望等もあります。隣接していて、自分のところで使いたいとかそういった需要もあった上で、売るかどうかという判断も出てきますので、もしこっちから積極的にもう売れるという状況なものであれば、とにかく全てそれはやっています。ですので、今回は42万8,000円という少額ではありますが、これも貴重な財源というふうに思っております。

以上です。

○議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 令和8年度のふるさと応援寄附の受入額の積算根拠につきまして先ほど申し上げたとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（大八木利武） 私のほうから、3,000円の根拠ということでございますが、今現在飼い主のいる犬、猫の去勢・避妊手術の補助金の額が3,000円ということで一応それに合わせさせていただきました。

また、獣医師のほうでの手術の参考ということでご承知いただきたいんですけども、雌で約3万円前後、雄で約1万9,000円、2万円前後というふうになっているようでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 議案第1号の質疑は終わります。

議案の質疑は途中ですが、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 4分

再開 午後 1時10分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

続いて、議案第7号について質疑を始めてください。

戸村議員。

○3番（戸村ひとみ） それでは、お願いいたします。

議案第7号、令和8年度旭市公共下水道事業会計予算です。

事業収益を5億8,099万2,000円ということで予定してあるんですが、ここに至った積算根拠、恐らく過去の売上げプラスあとは人口減少、世帯減少とかというのを加味してあると思いますので、お願いいたします。

それと、適正な施設の維持管理を続けるというふうに経営戦略の中にあるんですが、確かにここに書かれているとおり、暮らしやすい居住環境のためには、これ切っても切り離せない事業ですので、これの施設の長寿命化、これに関してはどのような計画があるのかをお聞かせください。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、まず事業収益5億8,099万2,000円、こちらの内容ということでご説明いたします。

既に予算書のほうを配付させていただいておりますが、この中でまず下水道使用料ということで1億2,615万8,000円、その他の収益ということで、こちらは手数料等の収入を見込んでおります。

営業外収益としまして、トータル4億5,400万円、この中で他会計負担金、こちら一般会計からの基準内の繰入れ、補助金としまして700万円、他会計補助金としまして、こちら一般会計からの基準外の繰入れ、これを1億5,596万1,000円ほど。そのほかに長期前受金の戻入ということで1億8,014万4,000円、雑収益1,000円として、5億8,099万2,000円を見込んでございます。

そのほか、経営戦略に関する内容でございますけれども、少々お待ちください。

この中で、ストックマネジメント計画ということでございますが、こちらは施設の長寿命化ということでストックマネジメントを既に計画してございます。この中で、もう既に浄化施設等の耐用年数を迎えているものの修繕、それと、全体的なその施設の長寿命化を図る意

味で各施設ごとに計画を立てまして、事業を実施していくという、長寿命化を図るということで、今、実施してございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

この公共下水道に関しましては、昨日、25日の読売新聞にも大々的に、中の7面、8面と、あとトップ1面を大々的に、想定外の速さで下水管の浸食が始まっているという、進んでいるということが記事にございましてね、市民の方も大変不安な気持ちになっていらっしゃると思いますよ。

旭市に関しましては、まだ45年もたっているわけではありませんで、ただ、想定外というのが何にしても起こり得ることですので、そのところで下水道の、市内ではどれぐらい前に始まって、どの時点でどういう計画を立てて長寿命化を図ろうとしているのかということと、あとは本日の新聞には出生数が70万人ということで、これも人口問題研究所の17年、推計よりも17年早くに少子化ということになって、進んでいるということがありまして、その辺と、旭市も当然のことながら漏れなくそうだと思うんですけども、その人口減との、その推計と絡めてこういう施設の更新、そういうものを考えていかなければいけないんだと思うんです。

下水道を、もう下水道をやめると、伊豆のほうではやめてしまう、浄化槽に替えるというふうな方針を出したところもあります。だから、そういう方針決定をするのに、これはもう市長マターだと思うんですけども、どういう段階でその下水道の方向性というのを決められるのか。これ本当、日本国中の大問題、もっと言えば世界中の問題になっていると思うんですけどもね。

そこで八潮市のほうではもう亡くなった方もいらっしゃるし、ついこの前もどこか陥没した、トラックが通って陥没したと出して出していました。それがみんなもう、どこも国民全体が不安を抱えて、よそに行ったときにここの道路の下は大丈夫かみたいな、そんなことを思いながら通らなければいけないような時代になってしまったのかなと思うんですけども、どの段階でこういう判断というんですか、を下されるものなのかという、市長もしお考えがあったらお願いします。これ一番だと思うんですよ、市民の安全を守るという。このウェルビーイングでは本当に切り離せないところだと思いますので、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、お答えします。

まず、下水道の経緯でございます。下水道につきましては、平成12年3月から供用開始して今に至る、26年が経過してございます。そのご心配の想定外の劣化の早さということで、耐用年数自体は50年を基準としておりますが、おおむね損傷の激しい時期というのは30年という目安が一応示されてございます。

その上で、今、現在ストックマネジメント計画ということで、施設のほうを重点的に作業を進めてございます。

そのほかに、それと同時に今年度から耐震計画というものも策定せよということで、管路を含め施設全般的な耐震計画を今策定中でございます。これによって詳細な順位、方向性を決めた上で、まず耐震を図る、耐震実施を図るということで30年を経過するまでに事業化するということをまず目指しております。

先ほど申した長寿命化に関してはもう時期ごとに計画変更を重ねながら、今、実施しております。

そして、その将来的なやめる、やめないというような、先ほど先行事例の話がございました。やはりこれは、今、全国的なお話の中では出ておりますが、旭市としましては現在経営戦略の策定上、中期計画の中で、まず使用料で賄えている状態でないということが一つ挙げられますので、来年度以降使用料の改定というのを、今見込んで作業をしております。やめるという時期に関しては、いろいろな国の状況ですとか、地域の状況、そういうものを加味して、今後計画の中で策定していく時期についても状況判断していかなければならないことと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） いいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（宮内 保） 議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について質疑を始めてください。

戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 補正予算です。令和7年度の補正予算ですが、歳入歳出で18億9,800万円。前者のほうの質疑で大体というか、物価高騰対策、その金額等を上げていただきまして、特別給付金のほうで7億4,200万円、水道補助金のほうで1,014万円、プレミアム商品

券のほうで5,690万円、これ合計しまして8億1,000万円ぐらいですか。となると、残りの11億円ぐらいのこの補正予算、いってもかなり額が多いので、補正金額の多いほうからお答えください。事業ですね、事業というか、かかった経費というんですか、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 戸村議員、9号議案の補正予算なんですけれども、会議の初日なんですけど、私のほうから全てその内容についてはご説明申し上げたんですが、それでは理解できなかった、全部の項目を一応説明したんですけれども。

（「金額の多いほうから」の声あり）

○財政課長（池田勝紀） 金額の多いほうから。予算書を見れば金額の部分は分かるんですけれども。

（「質疑ってそういうものだと思いますか」の声あり）

○財政課長（池田勝紀） 聞かなくてもいいことを聞くのも質疑なんですかね。

（発言する人あり）

○財政課長（池田勝紀） 大きいのは歳出でいきますと、大きいといえば一部事務組合の負担金、これはかなり大きかったです、1,794万3,000円。一番大きいのは積立金というところになります。減債基金のほうに積み立てる5億9,832万円。それから、物価高騰対策特別給付金の給付事業、これは7億4,226万9,000円。そのほか大きいのは、衛生費として旭中央病院ですね。交付税の算定の上振れがあったことについて、その増加分に対して支出するところと、1億8,293万8,000円と。大きいところという、歳出のほうではそういったところと。

それから、土木費ですね。土木費のほうでも冠水対策排水整備事業でも1億2,663万5,000円。それから消防費、常備消防事務費でも1億213万5,000円。それから教育費でいうと、教育の情報化推進事業。これで2,651万8,000円。それから、大きいのでいうと、中学校施設改修事業、これが4億8,795万7,000円と。主に歳出で大きいものはそういったものになります。以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 議長に申し上げます。

私は一議員として質疑をする権利を持っております。この議場で私は、この議案に対しての質疑を今しているところなんですけれども、当局側の答弁される側で、聞かなくてもいい

ことを聞くって、これどういうことなんですかね。

○議長（宮内 保） 聞かなくてもいい……暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時27分

○議長（宮内 保） それでは再開します。

戸村ひとみ議員。再質疑。

○3番（戸村ひとみ） それでは、一つ一つを、ちょっと根拠をお聞きしようと思いましたが、もう1回言っただろうみたいなことを言われましたので、ただ、私は本会議場で質疑の時間にきちんと議事録に残したいということがありまして、説明を、タブレットで聞きながらメモはしていますよ。すごい殴り書きでメモしていますよ。

○議長（宮内 保） 戸村議員、その話は分かりましたから。

○3番（戸村ひとみ） 分かりましたか。

○議長（宮内 保） 続けてください。

○3番（戸村ひとみ） はい。では、大きなところで積立金の5億円、このところの、もう説明しましたと言われるかも分からないですけれども、もっと深く説明してください。お願いします。補正ですか。

○議長（宮内 保） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） ごめんなさい、減債基金積立金のところでいいですか。

（発言する人あり）

○財政課長（池田勝紀） 申し訳ありません、1桁間違っていました。5,900万円。

減債基金の、要は利息だとかそういったものの積立てということになります。

すみません、それから、今回、普通交付税、追加交付がありましたので、その中で減債基金分の追加交付がありましたので、その分を積み立てしているところです。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。

池田課長、さっき5億幾らと言われたんですよ。なので、私はその金額の多いほうから聞いたときに5億と言われたから、これはまたそれを聞かなければいけないなと思って、何か

違っているのかなと思って聞いたわけですよ。五千幾らと桁間違えていたと言われましたけれども、それでまた追加で説明してくださいませでしょう。減債基金の積立て、この金額になった根拠を知りたかったわけですよ。そうしたらその出どころがあったからということでしたということで、そういうことを聞きたいわけですよ。

ですから、あのとき言ったじゃないですかみたいな、そういう答弁は私は違うと思います。分かりました。

○議長（宮内 保） いいですか。

○3番（戸村ひとみ） はい。

○議長（宮内 保） 第9号はいいですか、これで。

○3番（戸村ひとみ） 今、第9号ですよ。大丈夫です。

○議長（宮内 保） 議案第9号の質疑は終わりました。

続いて、議案第10号について質疑を始めてください。

戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 介護保険です。これは歳入歳出それぞれ1億5,100万円を追加して、総額が61億4,200万円となりました。

介護保険事業に関しましては、日本全国でやはり高齢化が進んでいますので、とても大切なところだと思ひまして、この補正の根拠と、もう一つは総額ですね。総額が今後どのように推移していくと見ていらっしゃるかというところですね。そこのところをお願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 介護保険の補正予算の総額に至った理由と根拠ということで、まずお答えいたします。

理由ですけれども、今回、令和6年度、前年度の保険給付費や地域支援事業費などの確定に伴ひまして、令和6年度に概算交付を受けていた国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金
の清算を行うための補正予算となります。

根拠としましては、歳入として予算書の9ページをご覧になっていただきたいんですが、5款1項1目の財産収入81万9,000円の増額補正は、介護保険給付費準備基金運用利子の増で、定期預金運用金額の利率の変更があったため計上するものです。

次の7款1項1目の説明欄1の前年度繰越金の1億4,832万3,000円、これは令和6年度の

決算剰余金を今回の補正予算の財源にするため計上するものです。

繰越金となる6年度の介護保険特別会計決算の歳入歳出差引き額は、当初1億5,232万4,000円でありましたけれども、9月の補正予算で支払基金交付金の額の確定の清算のため400万円を計上していたため、それを差し引いた額が今回の補正の繰越金の額となっております。

次に、歳出でありますけれども、予算書10ページをご覧くださいなのですが、4款1項1目、説明欄1の介護保険給付費準備基金積立金の1億2,556万4,000円の増額補正は、前年度の決算剰余金と基金運用利子を、介護保険給付費準備基金を積み立てるため計上するものになります。

もう1個、6款1項2目、説明欄1の償還金2,543万6,000円、これは令和6年度の保険給付費や地域支援事業費などの確定に伴い、令和6年度に概算交付を受けた国・県・市一般会計繰入金の清算を行うための返還金となります。

あと、介護給付費の推移、今後ということであります。

給付費は年々僅かながら右肩上がりが増えております。

第1号被保険者、65歳以上のうち75歳以上の方が約半分を占めております。そういった方が増えていると、介護認定を受けている方が年を重ねれば重くなるというのが必然的になりますので、給付費のほうは上がっていくと、増えていくというのが想定されます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村議員。

○3番（戸村ひとみ） 説明ありがとうございました。

概算と実際の乖離というんですか、そういうものというのは、ちょっと私は素人なのでよく分からないんですけども、大体これぐらいの乖離があるということなんですかね。

これは普通、一般的にこういうものなんだということでもいいんですかね。補正をすることで調整するということでの概算の出し方というんですか、そのところは。概算だからしよがないと思うんですよ、補正するの。その金額は大体一般的にこういう乖離があるものなのかどうかということと、あと、右肩上がりに給付費が上がっているということなんですけれども、なぜこれをこういうふうに聞くかといいますと、やはり40歳以上の方が皆さん、介護保険料とか、それを絶対支払わなければいけないということになっている中で、いかにして保険料を上げないでいくかというのが市としても命題というか、そういうことなんだと思うわけです、私としては。

ですから、そのところで、どんなことをしてでも、どうしてもやっぱり右肩上がりになってしまうというような、そのところの認識が、それでも、もっと何かできることがあるのではないかとというようなことを、令和8年度の中で何かトライしてみられるようなことが考えられているかどうか、そのところをお願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 概算交付の仕組みですけれども、予算で国・県・市のほうにこのくらいかかりますということで交付金の申請をします。それはあくまでも予算規模でありますので、その中で国が25、県12.5、市12.5、ルールがありますので、それで計算した内容でまず交付金として歳入されます。

実際は、給付、支出のほうは実際の実績でありますので、そのとおりあくまでも予算ベースでお願いしていますので、実際の実績が決算で出たときのそれでルール分で計算しますと乖離というか差が出ますので、その分の返還、多く頂いたものがあれば返還するという、そういうルールになっています。

今後の右肩上がりの給付で、それ以外の何か方策はという話だと思うんですけれども、戸村議員が言われるように右肩上がりということで、高齢になってくれば要介護というのも上がりますので、増えていきます。介護だけではなくて医療も必要な方も増えますので、そういった方々には医療、介護、関係機関と連携した支援が必要であろうと。それは今行っています。

それと一方、高齢者が自分の好きなことに取り組んだりとか、地域の人と関係を通じて自分の役割を持って活躍できるような、そういった場面もつくらなければいけません。そのために介護予防とか、あとは民間の方々のご協力をいただいて通いの場とか、そういった集まれるような場所、そういったところにも力を入れておりますので、今後もそのような形で推進していくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（宮内 保） いいですか。

戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

私は9号にしても10号にしても、やっぱり補正というところにこだわりたいわけですが。説明したじゃないかという、そういうのではなくてですね、何で補正しなければいけなかった

かという、ここなんです。最初から適正な予算を立てていれば、補正とかというのは極力少なくなるはず。ですから、そういった意味でどうして補正になったのかということ、ちゃんとこういう本会議の場できちんと議事録に残したいというのがあって質疑をしているわけです。答弁しなくても分かるじゃないか、見れば分かるじゃないかなんていうようなことだと、じゃ、もう何もこんな場必要ないですよ。全部予算書を見れば分かりますもの。

なので、10号に対しては丁寧なご答弁ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について質疑を始めてください。

○3番（戸村ひとみ） 国民健康保険税の一部を改正する条例の制定です。これも説明はありましたが、市民の方に分かりやすく子ども・子育て支援金制度が創設されたことによる影響というんですか、そういうもの。これが条例改正の議案ではありますけれども、その影響、メリット、デメリット等お願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 子ども・子育て支援金制度は、現在少子化、人口減少が危機的な状況にある中、政府が策定したこども未来戦略、こちらは令和5年12月22日閣議決定されておりますが、こども未来戦略において児童手当の抜本的拡充など、給付の拡充を通じて子どもや子育て世帯を社会全体で応援する制度です。

この支援金は、全世代・全経済が協力して、全ての公的医療保険料とあわせて所得に応じて8年度から拠出していただき、子育て支援を支える財源の一部となります。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ちまたでは独身税ではないかみたいなことなんかも言われているので、あえてちょっとここで質疑して、市民の皆様、そういうものではないと、やっぱりこども未来戦略の中で、国民全体で支えていかなければいけない部分だからというのを、市民の皆様にご理解を深めるためにも、ここであえて質疑をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（宮内 保） 議案第14号の……

（発言する人あり）

○議長（宮内 保） 再質疑ですか。いいですか。

議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について質疑を始めてください。

○3番（戸村ひとみ） 旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定です。

受給資格者及び祝い金の額の見直しが行われました。これの根拠ですね。何で見直しをされなければいけなかったかというところをもうちょっと詳しく、結構お年寄りの方は関心があるところがございますので、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、私のほうから（1）長寿祝い金の受給資格者及び祝い金の額の見直しの根拠について、現在の状況や考え方を含めて回答いたします。

現行制度につきましては、基準日の9月1日現在、本市の住民基本台帳に記載があり、当該年度中に対象年齢に達する方に支給しており、対象年齢は5区分、満80歳に5,000円、満88歳、満99歳、満101歳以上に1万円、満100歳に3万円となっております。

高齢化それから長寿命化により、本市における平均寿命が男女ともに満80歳を上回る中、今後支給対象者の一層の増加が見込まれております。

そうした中、県内他市の状況を見ますと、本市における現在の支給対象区分の5区分は県内で最多となっております。また、支給対象年齢につきましても、1自治体が満77歳以上に2,000円分の商品券を配付しているという例を除きますと、満80歳に支給しているのは本市だけでございます。

今回、対象年齢の見直しに当たり、ご長寿を祝うという趣旨から平均寿命を下回る年齢である満80歳の区分の廃止を含め、改めまして節目の年齢の3区分に再整理をさせていただこうとするものですが、それにより満101歳以上の方が対象外となることを踏まえ、満99歳の方の額を増額したものでございます。

また、受給資格に、引き続き1年以上という要件を追加した根拠につきましては、他市における同様の祝い金における支給要件、それから本市における祝い金であります出産祝い金の例などを参考にしながら追加したものでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 予算額がどのように変わってくるのかということと、これからの後の、今後の推移、推移といいたいまいしょうか、どうなりますかね。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、制度を改正いたしまして、改正後の制度と、それと現行制度とで比較しました影響額の差ということでお答えしたいと思います。

新年度予算編成時の対象見込みの人数を用いて試算した祝い金の額で説明させていただきます。

影響額といたしましては、現行の制度で算定した見込額は1,045万円となるのに対しまして、改正後の制度で策定した見込額は593万円で、差引き452万円の減額となります。

ちなみに、令和8年度の対象見込み人数は、年齢区分別で満80歳が882人、満88歳が364人、満99歳が50人、満100歳が43人、満101歳以上が61人です。そのうち減額に影響するのは満80歳と満101歳以上の区分で、また一方、増額に影響する、単価を上げておるところですが、増額に影響するのは満99歳の区分でございます。

今後の影響につきましては、やはりここで改正をさせていただかないと、かなりの多い金額になってきておるといところも正直なところでございますので、どうぞご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（宮内 保） 戸村議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

○議長（宮内 保） いいですか。

議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について質疑を始めてください。

○3番（戸村ひとみ） 国民健康保険条例の一部を改正する条例。

妊産婦付加金制度の廃止、これに対するの市民への影響、またメリット、デメリット、そのあたりをお願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 今回、廃止ということで上程させていただきましたが、令和8年度から、先ほども説明いたしました子ども・子育て支援金制度、こちらは国を挙げた少子化対策ということで推進しております。その取組の一つである妊婦のための支援給付金、こちらが令和7年度から開始されておまして、こちら国保条例の妊産婦付加金と目的が類似していること、あと給付額が妊婦のための支援給付金のほうは一律妊娠時5万円、出産した後、お子様1人につき5万円出るということで、あとは国民健康保険の被保険者に限定して

いないこと、あと給付金は全て国が負担することとありまして、全てにおいて利点があるものと考えまして、今回廃止いたしたく上程したものです。

メリットとデメリットということですが、メリットとしては、今申し上げました妊娠時5万円、出産の子ども1人につき5万円ですので、多胎児であればその分増えるということで、デメリットといたしましては、年間国保での支給額は1人当たり5万円ほどはっていないので、デメリットと申しますと、医療費、妊婦の方がお医者さんにかかったとき、国保のほうからその一部負担金を今までは給付していましたが、それがなくなるということです。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。ご丁寧に説明いただきましてありがとうございます。

○議長（宮内 保） 議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について質疑を始めてください。

○3番（戸村ひとみ） 専決処分です。これ、衆議院の解散に伴う選挙執行経費についての専決処分のことなんですけれども、衆議院解散ということになったときに、県のほうでは熊谷知事が即座にXのほうで意見を表明されていまして。地方自治体としては、総選挙に伴う経費、経費というかマンパワーのほうだったと思うんですけれども、非常に負担があるということで、翻って旭市、これは私は以前も選挙経費のことについてはお聞きしているんですけれども、負担は一切市のほうではない、金額的なものは一切ないということのご答弁をいただいております。

今回もこの衆議院選に関しての経費というものは全て国負担で行われたんだと思うんですが、その確認と、あとは選挙の執行に当たっての経費だけではなくて、その他もろもろのところ結構市の負担というものがあつたんだろうと思うんですが、そのところをちょっと確認させてください。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 選挙執行に係る費用が全て国負担かということでございますが、原則国の負担となりまして、県を通じて委託金として支払われます。予算書のほうでも歳出と同じ金額が県委託金として予算計上してございます。

選挙執行に係る経費は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の基準額が定め

られておりますので、その基準額の範囲内で支払われるものとなります。

あとは、原則的には国の負担なのですが、例えば備品購入、今回はありませんが、例えば備品で投票の記載台とか、投票用紙交付機とか、次の選挙でもまた使えるというようなものにつきましては、市の単独の選挙でも使えますので、そういったものについては補助率が9分の4とか、そういったふうになっております。

あとはもろもろの職員の負担というか、そういったものはあったのかというご質疑でございますが、当然今回の選挙につきましては解散から投票までが戦後最短というふうにされておりまして、1月23日に解散して1月27日公示、2月8日選挙ということで、準備期間が非常に短い選挙でありました。1月10日ぐらいに報道で始まったわけですが、それを受けまして、県の選管からも準備を進めるようにという通知がありまして、市のほうでは例えば各種スケジュールですね、投開票所の確保とか、あるいは投票事務従事者の確保、あるいは業者との調整、入場整理券の印刷とか、あるいはポスター掲示場の、そういった手配もありますので、そういったできるところから準備を進めたというところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ご丁寧にご答弁ありがとうございました。また、選挙執行に当たりましては大変なご苦勞があったかと思えます。お疲れさまでございました。

どうもありがとうございました。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

議案質疑は途中ですが、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

それでは、議案第1号について、準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） それでは、議案の質疑を行います。

まず、1号議案からでありますけれども、最初に101ページの3款2項3目地域包括支援センター運営事業について、地域包括ケアシステムの推進内容を伺うということであります。

これについては、私はちょっと、なぜそんなことを出てきたかという、市長の施政方針並びに提案理由、予算委員会がかなり時間を取って開かれるので、この席では市長に、令和8年度の予算をつかった市長の考え方を聞きたいということで通告したんですが、ちょっと予算にないものということいろいろありまして、省かれましたので、予算に関わっているものを8項目だけ聞くことにいたしました。

それはどういうことかという、この施政方針並びに提案理由というのは、これから1年間の旭市の事業執行について大まかに職員の方々が議論して決めて、市長がそれを承認して発言が出てきたわけですね。ですから、ここで書かれていることについて私自身が気になることを聞くのは当然だったんですが、予算を伴わないものも一部ありましたから、それは除いて聞くようにしました。そういう経過がちょっとありましたので、そこら辺のところはご了承くださいたいと思います。

それで、1番目の問題というのは、地域包括ケアシステムというのは、包括支援センターということで、今運営が非常によく行われているのではないかと考えていますので、その内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、次の2項めの111ページ、3款3項1目放課後児童クラブ運営事業についてでありますけれども、これの内容をお聞かせいただきたいと思います。これは、8億円ほどの議決をもうしていますから、恐らく3年ぐらいの事業分を既決したのではないかと考えていますけれども、その内容をお聞きしたいと思います。落札した企業がどういう企業かも含めてお聞きしたいと思います。

3番目が127ページにあります4款1項1目がん患者アピアランスケア支援事業であります。その内容についてお聞かせいただきたいと思います。

4番目は、145ページの4款1項4目ごみの減量化推進事業について、内容を伺います。これは先ほどもお聞きされた方もありますけれども、現在の市のごみの収集状態と対比してお聞きすることにしました。

5番目は、178ページの7款1項2目商業活性化推進事業についてでありますけれども、これも先ほどから他の議員が聞いておりますけれども、実店舗での開業を目指す者に対し行

うものであると。それも、大規模小売店舗はどこなのかということも含めて、試験的な短期出店で5万円を出すそうですけれども、新しくお店を開く方についての事業だそうですけれども、この内容をお聞かせいただきたいと思います。

6点目は、179ページの7款1項2目の企業誘致等支援事業についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、7番目は、193ページ、8款3項1目都市計画総務事務費について、都市計画の見直しの内容について令和8年度の事業をお聞かせいただきたいと思います。

8番目が241ページ、10款4項1目の部活動地域クラブ運営事業について、中学校部活動地域移行の本年9月スタートに向けての内容でありますけれども、その今の準備状況をお聞かせいただきたいです。これも他の議員が聞いておりますから、簡単でも結構ですから、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） まず（1）、予算書でいいますと101ページになります。地域包括支援センター運営事業についてということで、その内容と地域ケアシステムの推進内容ということでお答えいたします。

まず、予算のこの本事業の171万9,000円につきましては、高齢者福祉課内にある基幹型地域包括支援センター向けシステムの電算機器保守委託料や事務機器賃借料となります。地域包括ケアシステムの推進内容についてということでお答えしますと、この地域包括ケアシステムについては、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、介護、福祉、保健、医療など様々な面で支援を行うもので、地域包括支援センターが中心となって各種支援の窓口となっております。

本市では、地域包括支援センターの担当地域を旭市内で3分割し、令和3年度より旭市全域に中央地域、東部地域、北部地域の三つの委託型センターを配置しております。そのほか高齢者福祉課内に委託包括間の総合調整や後方支援を行う基幹型地域包括支援センターの計四つの地域包括支援センターがございます。

運営状況ということでお答えいたしますが、令和7年度から最近、直近までとして、訪問、面接、電話相談や関係機関との連携連絡として、委託包括は1万2,000件を超える件数、高齢者福祉課内の基幹型包括は1,300件を超える件数を取り扱っております。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私からは、予算書の111ページ、放課後児童クラブ運営事業についての事業内容について初めに回答をいたします。

本事業は、下校後、保護者が就労等により家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業でございます。令和8年度から事業の一部を民間事業者へ委託しまして、民間事業者の有する専門的かつ高度な知識・経験を活用し、質の高い支援とサービスの提供、また、保護者の利便性の向上を図り、効率的な運営を実施してまいりる事業でございます。

委託する事業者でございますけれども、委託事業者のほうは株式会社アンフィニでございます。公募型のプロポーザル方式により決定をいたしております。令和7年12月11日に委託契約を締結いたしました。委託の期間は、令和8年4月から令和11年3月までの3年間となります。3年間の事業費につきましては、8億4,747万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 私からは、（3）がん患者アピアランスケア支援事業の内容についてお答えいたします。

本事業は、がん治療に伴う外見の変化による患者の心理的・経済的負担を軽減するとともに、治療と社会参加の両立を支援するため、医療用補整具等の購入またはレンタル費用を助成するものです。助成の対象者は、がんと診断され、治療中または過去に治療を受けたことがある方で、外見の変化を補うために医療用補整具等を購入またはレンタルした方になります。助成内容は、医療用ウィッグが上限額3万円、胸部補整具エピテーゼが上限額2万円で、それぞれの助成回数は1人1回となっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（大八木利武） 環境課からは、（4）ごみの減量化推進事業の内容についてお答え申し上げます。

この事業は、ごみの減量化や廃棄物を正しく分別し、再利用・再資源化を推進するための啓発であったり、助成事業を実施するものでございます。予算書にございます助成事業でございますが、一つ目が資源ごみ集団回収奨励金ということで、資源ごみを町内であったり、

子ども会であったり、集団で回収した団体に対して1キログラム当たり5円の奨励金を交付しているものでございます。令和8年度につきましては約8トン分の40万円を計上したところでございます。

もう一つが生ごみ処理機の購入補助ということで、こちらは家庭から排出される生ごみを乾燥・減量化するための生ごみ処理機やコンポストを購入した方へ補助金を交付するものでございます。8年度につきましては、電動分10基、コンポスト分19基、合計で25万7,000円の助成金を計上してございます。

また、議員のほうから、ごみの排出量の推移についてのお話がありました。これにつきましては、令和2年度からの過去5年間の経緯を見ますと、令和6年度が2万2,805トンでございました。これは令和2年度と比較しますと約7,000トン減っているような状況でございます。ただ、年度で凸凹はございますが、総じて右肩に下がっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私からは、（5）の178ページ、商業活性化推進事業、こちらのスモールビジネス支援補助金50万円の、改めてその内容と大規模店舗はどこなのかという件について回答いたします。

この補助金は、市内で新規に店舗を開業しようとする者に対して、大規模小売店舗での短期出店料の一部を補助し、本格的な出店の前にチャレンジ、市場調査を促すことで新規出店時の成功につながるよう支援するものです。なお、既に実店舗をお持ちの方は対象外となります。

この補助金を活用した短期出店による市場調査をきっかけに、市内での新規開業が増加することで、市内の空き店舗であったり、大規模小売店舗の空きテナントへの出店につながり、市内の商業の活性化を図るものでございます。

補助内容としましては、出店料の3分の2以内で上限5万円、こちら10件を見ていまして、補助金として50万円ということになります。対象業種は飲食業、食料品販売業、小売業、サービス業などです。こちら期間については、例えば、週末だけの出店もあると思います。それを含めて5日以上出店していただきたい。それがスタートから終わりまで60日間の中なるべく短期間のうちにやっていただきたいというものでございます。

最後に、大規模店舗ということでございました。その対象店舗は、大規模小売店舗立地法

に基づく販売スペースが1,000平米以上の店舗となりますけれども、実質は、市内にある百貨店2か所ございます。それであったり、その他空きテナントがある……

(発言する人あり)

○商工観光課長(金杉高春) 百貨店ですね。それ以外の大規模店舗で空きテナントがある、きちっと区画した空きテナントということになります。

以上です。

○議長(宮内 保) 課長、(6)。

○商工観光課長(金杉高春) 失礼しました。

続いて(6)です。179ページ、企業誘致等支援事業についてです。こちら事業費が133万9,000円の内容です。当事業は、市内への新規企業の進出や既存企業の事業規模拡大等を推進するため、企業誘致奨励措置を実施するものです。1節の報酬2万4,000円は、奨励措置適用の可否について審議いただく、旭市企業誘致審議会委員、5人いるんですけれども、そのうちの4名分の報酬となります。

10節の需用費11万5,000円は、企業誘致事務用消耗品となります。

18節負担金補助及び交付金の企業誘致奨励措置助成金120万円は、過去の実績により雇用奨励金4人分を見込んでいます。この奨励措置を受けるためには、一つ目として、製造業などの業種、いろいろあるんですけれども、この対象業種に該当すること、続いて、二つ目が正社員5人以上の従業員がいること、三つ目が投下する固定資産額が新設の場合は5,000万円以上、増設の場合は3,000万円以上のこの三つを満たす必要がございます。

支援内容は、土地、家屋及び償却資産の事業用資産に係る固定資産税を5年間課税免除するものです。こちらについては税金が免除となるものでございます。

雇用奨励金の要件としては、固定資産税の課税免除を受けた企業において、社員総数が増えていることが条件となります。また、採用から申請時まで引き続き旭市に住所を有し、申請時に1年以上継続雇用している場合に、1人につき30万円を交付するものです。

以上です。

○議長(宮内 保) 都市整備課長。

○都市整備課長(飯島和則) それでは、(7)の都市計画総務事務費、都市計画の見直しの令和8年度の事業内容についてご説明いたします。

まずその前に、令和4年度から4年間かけてやっている都市計画の見直し支援業務、建築基準法第42条に基づく位置指定道路調査、これ作業量が一番多いんですが、これも本年度末

でほぼ完了し……

(発言する人あり)

○都市整備課長(飯島和則) 7年度末で。本年度末ですね。で完了し、業務のほうは完了の予定となっております。

令和8年度についてなんですが、県から、同時に千葉県の方で行っている県の都市計画の見直し、こちらと合わせるようにという指示がございまして、そちらが令和8年の夏頃ということで県から示されております。ですから、その時期が決定の時期かなというところで今、それで調整しているところでございます。

令和8年度の事業といたしましては、先ほど申しましたとおり、現在残りの業務はございませんが、決定までの時間が数か月ございますので、その間に、例えば家が新築されるとか、家を建てられた場合にそこも当然調査しなければなりませんので、その分として若干予算のほうは計上させてもらっております。それは193ページの一番下です。そちらのほうに予算のほうは計上……

(「276万円」の声あり)

○都市整備課長(飯島和則) そうですね、はい。これは数の見込みがちょっと立たないもので、おおむねということで計上したものでございます。これは新しく新築された家で、必要があれば調査するというものでございます。

その後、法手続の後、最終的には県決定になりますので、県の決定告示にはなるんですが、それまでに住民周知なり、法手続なり、そういった作業をしていく予定でございます。

以上です。

○議長(宮内 保) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(江波戸政和) 生涯学習課から、(8)部活動地域クラブの関係です。9月の休日部活動の移行に向けてというところで、先ほどの戸村議員への答弁と重複しますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、児童・生徒、保護者、教職員への説明、それと広報、SNS等での周知、これを図ります。また、地域クラブの設立、先ほど受皿という言葉も使わせていただきました。それに対しての指導者の募集・確保、これらを進めております。これらによりまして、運営事務の業務委託に向けて現在準備を進めているところであります。

以上です。

○議長(宮内 保) 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 大変ありがとうございます。

まず1番から、ちょっと再質疑させていただきます。

この予算を見まして、前からそういうのを気にしていたんですけれども、いわゆる包括支援センター、3支所とそれから市役所が中心的な部分と四つあって、そこに行けばいろんなことでお手伝いというか相談ができるようになっておりますね。

それで、この事業についての予算はいいんですけれども、実際の担当して動いている方は、この予算に基づいて動いている方というのはどこのどなたなんですか。つまり、この中に人件費がないということは、つまり生活支援費というところですよ。包括支援センター運営事業、これで動いている方というのは、どこのどなたが職員としてやっているのか、それとも、そのところ前からちょっと気になっていたのも、そのことをちょっと聞きたいなということここでここを当てたわけですが、それについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、放課後児童クラブですが、私が調べたら、アンフィニ、令和7年11月28日金曜日にプロポーザル結果が発表になって、A社が辞退したと。だから、株式会社アンフィニが180点中135.7点で合格して契約したと。これどういう点数計算をしてこれをやったんでしょうか。

それで、アンフィニのホームページを見て、いろいろ調べてみましたが、ちょっとやっていることがこの中ではよく分からないんですよ。ですから、アンフィニというところの名前も知らなかったけれども、どんなところかと思って、保育所をやったりしていますけれども、そういう方がどのぐらいのいわゆる放課後児童クラブの経験があるのか。それを全部やるのではなくて、一定のところでもってやるわけですか。それとも全部を、3億円もかけるから全部だと私は思っているんですけれども、アンフィニにお願いしてしまうんですか。施設は市の施設を使うわけでしょう。例えば、干潟町でしたら、昔の役場の1階にかなり大きいスペースでもって施設をつくってありますよね。そういうところを指定管理者としてお貸しするわけですが、どういう形になるかと大変不安なんです。一部には、民間に任したほうが専門家が来ていいんだということですが、じゃ、今まで働いていた方々は、どういう形でもって、解雇してしまうわけですか。その人の使い方はどうなっているか、そのところをちょっとお聞きしたいと思っています。

それから、3番目のがん患者の、この病気でどうしてこういう支援が必要なのかとちょっと私分らないものですから、もう少し詳しく、ここで言えないことがあれば結構ですが、特殊ながんの患者だということですが、私ちょっと無知で知らないものですか

ら、ぜひ詳しく教えていただきたいと思います。

4番目のごみの問題ですけれども、ごみの問題については、ここでもっておっしゃっていることはよく分かるんですけれども、そうすると、今、私は大変気にしていることがあるんです。というのは、今度、東総広域市町村圏組合の議員にさせてもらいましたから、そちらでもまた聞いてきますけれども、今収集しているのは、前の、つまり今のクリーンセンターができる前の旭市の焼却炉がありましたね。あの焼却炉は、私は1市3町の時代に大分関わっていて、それでもって、いいもの、なるべくダイオキシンが出ないようにって、大変県内のあちこちを視察して、ダイオキシンが出ない、つまり温度が下がったらば出てしまうわけですから、800度以上どうするかということをもっているんな勉強をさせてもらって、事務局の方とも相談して、何とか当時かなり金がかかったけれども、やったんですけれども、ですから、新しいクリーンセンターができたときには、旭市はちゃんと動いていた。ただ、他の2自治体がかなり炉がおかしくなっていたということがあった。今回のような炉ができたので、大変私はびっくりしているんですけれども、そこで聞きたいんですが、分別があれだけ細かく1市3町の時代で、また合併してからもやっていたものが、何でも燃やす方向にいったしまったわけです。これは本当に私残念だと思っているんです。

そういうことから見ると、この資源ごみの回収だとか生ごみ処理とかという問題、特に資源ごみの回収なんていうのは、これ旭市は、これでは伸びていかないなど、旭市はね。ほかの市や町は知りませんよ。どういうことを考えて、これを伸ばすためには、じゃ、どういうものを今の旭市が加わった焼却炉でやらなければならないのかって大変私は苦悩があるんです、私自身に。そこのところでもって、本当にここに多少のお金をかけて、ごみの減量化、減量化と言いますけれども、今何でも持っていけば、入れれば燃えるから、溶鉱炉みたいに900度もあるわけでしょう。それこそ、この間通知が来ましたけれども、鶏まで燃やしてしまうわけですからね。そういうような形でもって、中にいながらこの事業というのは、大変矛盾しているんですよ。

ですから、私もうちのごみを持っていきますけれども、持ってきたごみを見ると、何でも入っています、燃えるものだったら。これをある程度市民の方々にどういうふうにしてか教育するといったら語弊がありますけれども、よく知ってもらって、再生できるごみは燃やさないで再生する。そういうようなことをやらなければ、お金をかけなければできない問題だと思っているんですけれども、それは市当局としてどう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

5番目の商業活性化のところですよ。これ分かりました。試しにやっていただくということなんですけれども、この新しい事業で出てきたんですけれども、じゃ、ここに書いてあるのは大変私は面白いと思った。大規模小店舗内で試験的にやる。これは、旭市内の大店舗なんですか。それとも、ほかで経験してこちらに来てもらうということなのか。私の中で大店舗というと、イオンとサンモールしかないですね、旭市の場合。もっとあるんですか。そういうところに、個人の事業や、初めてやるんだからお金はかけたくないだろうけれども、そういう方たちに援助するといっても50万円ではちょっとどうなのかなというふうに私は考えているんですけれども、どうなんでしょうか。

6番目です。企業誘致ですね。企業誘致条例。よく分かります。ただ、これは昔から旭市は市が開拓した工業団地があったり、県があったからやってきましたけれども、残念ながら最近はこの地域に進出する企業というのはかなり少ないんですよ。じゃ、どうしたらそういう方たちが来るかというそのところについては、市当局はどう考えているんですか。そのことはちょっと21のところでも聞きたいと思っているんですけれども、それについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、都市計画総務費ですけれども、これは、最近千葉県が今年中に都市計画区域を広げるための宣伝をやっていますよね。それで、それに乗っていくと同時に、調査がほぼ7年度で終わって、そうすると次に起こってくるのは、8年度以降に県がオーケーしたらば、都市計画区域としていいですよということになったときに、その後なんです。前から聞いていますけれども、固定資産税はどうするんですか。いわゆる都市計画税ですね。例えば、過疎地域の溝原の上に県がつくった工業団地があって、あそこはもう完全に工専地域ですよ。今回都市計画が調ったから償却資産について税金を取るか取らないか、取れば今と同じぐらい収入があるだろうという見込みがあります。どうするのかという問題について、ここ一、二年でもって市は決めなければいけないんですけれども、それにはどうするんですかということをお聞きしたいです。

それから、最後の8番目ですけれども、これのスタートについては今年の後半からというんですけれども、そういう指導者が見つからなかった場合には、もう中学校を中心ですけれども、土曜日とか日曜日とか休日とかに部活動のあれをやるということはなくなってしまいうわけですか。できなくなるのはいつ頃なんですか。そのところをちょっと教えてください。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 地域包括支援センター、3か所の委託の委託費用はどちらになるかということなんですけれども、すみません、私のほうも言葉が足りませんでした。こちらの地域包括支援センターの委託費用については、介護保険事業特別会計のほうで計上しております……

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） はい。包括的・継続的マネジメント事業というので、地域包括支援センターの業務委託料というのを計上しております。参考までに申し上げますと、今3か所の委託先ということでありましたので申し上げますと、中央地域が社会福祉法人ロザリオの聖母会、東部地域が社会福祉法人旭市社会福祉協議会、北部地域……

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 社協ですね。北部地域が社会福祉法人旭福祉会、やすらぎ園とかの事業所になりますね。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは私のほうから、放課後児童クラブの関係について回答を申し上げます。

初めに、放課後児童クラブのほうの選定の方法ですね、点数化というところではございました。評価の項目につきましては、経営状況、業務実績、運営方針、危機管理体制、そして企画する事業の内容、管理運営、そして、金額というところでそれらを点数化して、プロポーザルということで、選定委員会の中で点数化して決定をしたものでございます。

二つ目に、どこまで委託をするのかというところではございました。こちらにつきましては、放課後児童クラブにおける児童の育成支援、児童クラブの職員の雇用、労務管理等運営に関する業務を委託いたします。入所の児童の決定や受託料の徴収等の業務については市のほうで引き続き行うということで、こちらのほうは委託業務でございます。

続いて、業者の実績のほうでございます。こちらの株式会社アンフィニは、茨城県つくばみらい市に本社がございまして、関東を中心に39自治体の受託の実績がございまして、近隣では香取市、山武市、芝山町などで放課後児童クラブの運営業務を委託してございます。千葉県内の実績ということでは、10自治体ということではございます。

そして、支援員の関係でございます。現在の支援員の方の雇用人数でございますが、支援員の方は71名で、補助員11名、合わせて82名を会計年度任用職員として雇用しております。支援員等の任用の関係でございますが、委託事業者への継続希望調査を全員に実施いたしまして、継続希望の方に対して委託事業者が面談を行い、採用となればそのまま旭市内の児童クラブのほうの配属となります。

また、支援員の方々の報酬に関しましては、あくまで委託事業者が決定することになりますが、市から移籍された支援員の時給については、令和7年度の時給を据え置くと。手当等については令和8年度は継続と、令和9年度以降は、事業者の経営規則に準じたものになるというふうに伺っております。

場所はどこを使うかということでございます。場所は、現在と同じように市内の全ての小学校にございます、そちらの小学校内にある放課後児童クラブ、そちらの施設で引き続き行います。

以上です。

○議長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 私からは、がん患者アピランス支援事業について、どんながんが対象なのかについてお答えいたします。

本事業は、特定のがんの種類に限定しているものではなく、がん治療に伴う外見の変化が生じた方を対象としております。したがって、がんの種類は問いません。抗がん剤治療による脱毛や手術による胸の切除等により補整具が必要となった場合が対象となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（大八木利武） 私のほうから東総広域のクリーンセンターのほうで焼却しているものが、前と比べて一緒に燃やしていることで余計増えているというところが懸念されるというところと、あと、市のほうで行っているごみの減量化というところの整合性といいますか、そういうところのご回答を申し上げます。

東総広域におきましては、議員もうご案内のとおり、燃やしているごみについては、熔融スラグまたは熔融メタルという形で再利用しておいて、それを売却しているというような形で、リサイクル率が高い施設というふうになっております。また、燃焼するその熱を活用して、その施設の電気を賄っているというところでの環境に配慮した施設というふうになっておるところでございます。

また、分別のほうがかくにまとまっているところはあるんですけども、もちろんごみの減量化というところを市民の方々に啓発するということが必要になりますので、こういった事業についてはもちろん継続して進めていただいて、ごみの減量化ということを進めていただくよう、市としても一生懸命啓発してまいりたいと思いますし、先ほど戸村議員の質疑でもご回答申し上げたんですけども、民間リユース業者、リサイクル業者と連携しまして、もともとそれがごみにならないように中間業者に引き取っていただくような仕組みであったり、また、その使わなくなったものをまた使うような、リユースするような方々へそれをお譲りするような仲介業者と連携しまして、ごみにならないような形での方法というのも模索しながら、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私からは、（５）のsmallビジネス事業ですね。こちらは、まず旭市内の大規模店舗のみかということで、旭市内の大規模店舗のみでございます。こちらこの事業を活用していただいた方が、次のこの空き店舗、市の活用事業、こちらを活用していただいて、本格の開業をしていただいたり、あるいは、その空き店舗を引き続き使って空き店舗に入っていただくということもあると思います。そういったものを進めていきたいということです。

それから、5万円の補助では少ないのではないかとということでした。うちのほう、大体の日割りの相場も検討した中で、最低5日出た場合は3分の2の助成で何とかそれで使っただけではないかとということ考えております。

続いて、（６）の企業誘致ですね。こちら、実際、もっとどうやって増やしていくのか、企業の進出ですね。実際工業団地は、既に各企業がもう所有している状況でございます。そんな中でもまだ土地を持っているけれども、まだ操業していないスペースもございますので、そちらに建設していただいて、操業していただくよう進めること。それから、これは各自治体も皆さん考えていて、なかなかこういう経済が厳しい状況の中で企業の進出というのは難しいと思います。そんな中でも旭市として、この地域に合った政策、支援について引き続き研究していきたいと思っております。

それから、工業団地ではないんですけども、鎌数地区の国道沿いでは、今大規模なビジネスホテルも建設されている状況でございます。そういった企業も含めまして、しっかりPR推進、企業の進出について推進してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、（7）の再質疑、都市計画税についての現在の状況をご回答いたします。

都市計画税につきましては、過去の都市計画事業による起債の償還、また、今後の都市計画事業、そういったものを考慮しながら、その必要性、あと課税の公平性、そういったことについて慎重に検討しているところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） それでは、部活動の地域移行の関係で、指導者が見つからない場合は土日どうなっていくのかという話だと思います。

今回の部活動の地域移行は、休日の部活動移行ということで、休日、土日どちらか3時間程度の活動ということになります。それで、先ほど受皿という話をさせていただきました。指導者が見つからない場合は、部活動もカットするというで、もし万が一見つからない場合は、部活動と併用に行うようになるかと思えます。ただし、部活動として期限を設けてやらなければならないということで考えておりますので、それが1年なのか2年なのかというのは、併用の期間は極力短くできるように事務局としても考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） では、3回目の質疑をしていきたいと思うんですけども、まず最初の包括支援センターですけども、中身が分かりました。

そうすると、ちょっとこんなことを聞いて申し訳ないんですけども、私ある方からご相談を受けて、それでお願いして、したらば、包括支援センターから人が来てくれて、自分で買物に行っていたのをお手伝いをしてくれると始まって、それが生活保護を受けている方だったので大変助かっているんです。

ただ、センターによってかなり差があるような気がするんですよね。ですから、やっているとこのその組織の色合いというか、そういうものが出ているのかなと。それで、私は課長もご存じのように、課長にお願いをしてこういう方がいますよということで、それでいろんなことを聞いてみると、なるほどなと思うんですけども、だから、ちょっとかなり私に言わせると、もう少しレベルを合わせてもらえないかなということですね。ですから、あるところの人はすごくいいんですけども、これは、そこら辺のレベルというのはなかなか難しいんですよね、事業所によって。しかし、3か所にあって、すごく相談しやすく、介護保

険のほうではお金がかかるでしょうけれども、そういう施設ができています。そういうことで大変いいかなと私は思っています。

ただ、介護保険がだんだん財政的に厳しくなって、それでもって何年か前にはこれがお願いできたんだけど、今は難しいんだってよ。その人の要するに介護度というか、それを見て、これはできませんよとやられてしまうんですね。

○議長（宮内 保） 松木議員、議事の進行上、簡潔にできればお願いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○19番（松木源太郎） はい。だから、そういう差ができないような仕事のやり方をしていたきたいと。こういうことをぜひ市としてお願いしていただきたいと思って、指導していただきたいと思います。

それから、児童クラブの問題、分かりましたけれども、勤めたいという方はどこでも勤められるようですけども、その労働条件がどうなのか、今までのような形でできるのか、それとも今後は下がってってしまうのか、上がるのか。上がれば当然、市の負担が増えるということになりますね。そういうところを見て、本当に民間にすると、民間がやるからこれからよくなるよという人もいるけれども、私は民間がやったらよくなるよばかりは限らないと思うんですね。そこをどういうふうにきちっと監視といたら語弊がありますけれども、指導していくか。このことについてはどんな保証があるのか、ちょっとそのところを、どういう形でもってそれを保証させていくのか。今まで以上にいい学童保育ができるという保証はどこにあるのか。そのところを市はどう考えているのか、やると決めたんですから、それをちゃんと勉強してというか、議論して保持していただかなければならないと思うんですけども、その方法についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、がん患者の問題は分かりました。そういう方たちの対応についての支援事業ということですね。では、実際にはどういうふうにするんですか。実際に何か例があったら教えてください。例があればね。

では、次に4番目の問題です。環境課長、私言うのはよく分かるんですけども、だから、溶鉱炉みたいなもんだから、鉄があれば鉄が出てくるんじゃないかというんですけども、そう簡単なものでなくて、結局あれは、溶鉱炉を24時間、48時間ずっとあれ保持しているわけですよ。そうすれば発電もできる。それから、いろんなことができるからなんですけれども、あれが本当にいいかという問題については、これから10年たって、あの炉がちゃんと働いているかといったら、私は疑問だと思うんです。それで、千葉県でも内房のほうでもって始ま

ったあれがいいから、いいからとみんなやっていますけれども、何年ももたないと思うんです。そういうことを考えると、次の手段をぜひ考えていかなければいけないのではないかと考えていますので、ご回答は結構ですので、よろしく願いいたします。

それから、大規模店舗の問題については分かりました。そういうことで始めてみたいというんだったら、やってみたらいいと思います。ただ、私はあまりどうかなと思いますけれども、施策としてやったらどうかなと思います。これは回答結構です。

それから、企業誘致の問題ですけれども、これはやはりどうしても、例えば、これは県ですけれども、県が太陽光発電にってしまったでしょう。あれだって来ないからしてしまったんですよね。太陽光発電所にしてしまったでしょう。旭市のを売った所、これは何とか残っているところもあるんでしょうけれどもね。そういう形の……。ということで、ちょっとこれも今後様子を見ますので、ご回答は結構です。

それから、7番目の都市計画税については、前から言っていますので、また見てみますよ。課長ね。ただ、見てみるけれども、私は大変大きな問題が出てくると思います。結果としては都市計画税を取るという方向にならざるを得なくなってくるので、それが本当に住民がそれで納得するかということです。その問題だけですから、ご回答は結構です。

それから、最後のところですが、クラブ活動について分かりました。だから、いい指導者が出てくれることを待ちますけれども、しかし、何とか早く全体的にそういう方向にするように努力していただきたいということで、終わります。

何点かありますので、ご回答いただきます。

○議長（宮内 保） 松木議員、（8）の回答はいいですか。

○19番（松木源太郎） 結構です。

○議長（宮内 保） 分かりました。

松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） （1）の3回目ではありますが、地域包括支援センター、委託包括のレベルということで、松木議員、ご指摘、ご意見ありがとうございます。

日頃から高齢者福祉課内にある基幹包括と委託包括、4包括で意見交換、研修会等を行っておりますが、また今後もスキルアップ、平準化できるようにお願いをしていきたい、またその辺指導していきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 放課後児童クラブにおける民間委託にした場合のメリットとい
いますか、その辺の保証というお話でございました。

民間の事業者への委託に関しまして、専門的な知識や経験を生かして、児童の学びの場の
充実、保護者ニーズに対応した支援を行うことができるということが、まず保護者、利用者
にとってのメリットであると思っております。そしてまた、その支援員の方々等の処遇等
につきましては、3年間については業者のほうの今契約の中で行っておりますので、この支援
員の方々の給料等によって市の負担が増えるということはありません。また、管理につい
ては、統括の支援員のほうを2人置くということで、旭市に事務所を置くということになっ
ております。その方のほかに、市のほうとしましても、現場の巡回等に加えて、保護者アン
ケートの実施などによりまして、状況の確認、そういったものを行ってまいります。それ
によりまして、今後この民間委託した後も放課後児童クラブのほうがよりよいものとなるよう、
市のほうとして責任を持って行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 私からは、がん患者アピアランス支援事業の具体例について
お答えいたします。

例えば、抗がん剤治療により脱毛が生じ、医療用ウィッグを購入された場合、領収書と治
療を証明する書類等を添えて申請していただき、上限3万円の範囲で助成する仕組みとなっ
ております。また、乳がん手術後に補整下着等を購入した場合も同様に対象となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 議案第1号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、午後3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 3分

再開 午後 3時15分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

続いて、議案第9号について質疑を始めてください。

松木議員。

○19番（松木源太郎） ほかの議員も聞いたので、これあまり詳しく聞かなくてもいいんですけれども、ただ、私が何でこの質疑をしたかという、これは市長の責任です。

これの13ページにこう書いてあります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と書いてあって、あたかも予算と一緒にする言い方ですね。それともう一つは、実は、1月の後半から近くの自治体でもほとんど臨時会を開いて、この交付金を配っているんですよ。銚子市が1人1万円だとかね。旭市は12月議会がありませんでした。11月にやった。1月21日に臨時会がありました。結局3月議会でもってこのお金が出てきた。これは、やっぱり市が住民のことを考えていないよね。要するに、私の知っている人、年金をもらっているけれども、年金では足りなくて生活保護を受けている方がいて、その方が、松木さん、1月なのにお金なくなっちゃったと、こう来たんだ。そういう状態なんですよ、今皆さん。困っている方は、だからこれがもう少し早ければなという。

だから、銚子市なんかで1万円出たから、旭市も出るよと言っていたんだけど、3月の議会が終わらなければ出ないわけだ。そこがやっぱり本当に、住民が本当に困っているかどうかを知っているかどうかなんですよ。本当に困っています。ですから、今回の当初予算でもそういうところの手当てが全くないんです、私に言わせれば。そりゃ、国から来たものを配って、プレミアム商品券を出した。水道を引いている家は2か月分の基本料金がなくなる。それはありがたいです。これが高市さんの政治なのかなと思ってしまった、私は。

そういうことで、質疑するまでもないと思うんですけども、この金額1万1,500円に決めた理由、どこら辺にあるんでしょう。簡単です。市長が直接答えてくれるといいんですけどもね。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうから回答させていただきます。

この交付金ですけれども、旭市の交付限度額、先ほど来申し上げています7億5,560万2,000円ということになっております。この7億5,000万円を最大限活用したいというところで、ほかの2事業のほうの予定もございましたので、こちらを差し引いた部分で残った金額、これもまた議員がおっしゃるとおり、早く給付できればというところもあったんですが、この上乘せ分についての現金給付、報道等ではお米券で配れとかいろんな情報があったと思いますが、この現金で給付してもいいよというような回答を待っておりましたので、大変申し

知らないんですが、今回の3月議会に上程させていただいた状況がございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） そこなんですよ。銚子市ではもう2月に配るということが決まって、だ一っとね。2月というよりも1月の末ですよ、もう流れて。だから、要するにそういうところに目が行った行政をしていただきたいというのが私のお願いです。質疑としてはね。

だから、このことは前にも言いましたよね。要するに1万3,000円を2,300人の方にという。あれが5月か6月のやつが11月になったわけでしょう。何だこれとは私言いましたよね。それだけ今物価高で、この日本では低所得の人たちが困っているんですよ。これが本当に皆さん方の市の職員もしっかりつかんでもらいたい。これを克服しなければ日本の国はよくなりませんよ。そこのところを考えていただきたいということでこの質疑をわざわざ、ほかの方がやったからやらなくていいかなと思ったけれども、やりました。終わりにします。

○議長（宮内 保） 議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について質疑を始めてください。

○19番（松木源太郎） 私は何もこれは簡単なことなんです。介護保険で1億5,200万円も、これ決算で分かっていますからね。一億二千……、もっと少ない金額なんですけれども、繰越しの金が出たわけ。この前々年度、6年度の介護保険でこれだけの余剰金が出たというのはどういうことが原因なんだろうかということで分析したと思うんですけれども、そこら辺のところを簡単に教えていただきたいということで質疑いたしました。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 補正予算2ページの繰越金の計の1億5,232万4,000円の理由ということなんですけれども、あくまでも6年度の時点の歳入と支出、そちらの差額となるんですけれども、実際の予算で見込んだ額より、その実績のほうが若干少なかったということでこの金額になっております。

ここ数年の繰越金の推移をちょっと述べさせていただきたいんですけれども、6年度の決算で、この繰越金が今言った1億5,232万4,000円なんですけれども、5年度は2億4,789万5,000円、4年度が2億7,998万円ということで、この理由は、4年度、5年度が繰越額が多かったというのは、コロナ禍で介護の利用控えがあったと、そういった理由が大きな理由であります。

(発言する人あり)

○高齢者福祉課長(椎名 隆) はい。それで支出が通常の予算より下回った、乖離があったということで、その金額になっております。今回1億5,000万円ほどということで、これは例年おおむねこのくらいの額で推移しておりますけれども、予算ぴったりということには実際なりませんので、それはそういった要因があれば上下するというような形になります。

以上です。

○議長(宮内 保) 松木源太郎議員。

○19番(松木源太郎) 介護保険の制度は、大変今追い詰められた状態になっていますよね、ご存じのように。それで、介護保険が始まった頃私も議員をやっていたので、こんないい制度ができたんだと思いました。それでもって、大体50代から60代ぐらいの奥さん方がケアのほうでもって資格を取ればというので、そういうところへどんどん入ってきて、それでもって、ああ、これはいい制度だなと私も思ったんですよ。

あれから20年近くたってみたら、採算が合わないでもって潰れているところがいっぱいある。旭市でも、潰れたところはないかもしれないけれども、もうぎりぎりだと経営者が言っています。こういうふうになってしまった原因というのはどこら辺にあるんですか。ちょっと旭市だけでは解明できないでしょうけれども、担当者から見て、どのような状態だか簡単に教えてください。

○議長(宮内 保) 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(椎名 隆) これは国の制度で決定しておりますけれども、実際、人材が不足しているというの伺っております。旭市では倒産とかそういったのはないんですけれども、これは全国的に言われていることでありまして、高齢化というのと、実際要介護になった方が歳を重ねると重くなるというようなこともございます。そういった形で給付が伸びているということもございます。ですので、今回、国のほうは3年に1度の報酬改定を待たずに報酬を上げるというような形で対応されているというふうには伺っております。

そういった国のほうの制度、そういったものも市としては注視しながら、地元の事業所の方々にご協力を得ながら維持していければいいなと考えております。

以上です。

○議長(宮内 保) 松木議員にちょっとお願いしたいんですが、今、議案の質疑からちょっとずれていますので、その辺よろしくをお願いします。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 分かりました。

では、次にいきます。

○議長（宮内 保） いいですか。

○19番（松木源太郎） いいです。

○議長（宮内 保） 議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について質疑を始めてください。

○19番（松木源太郎） 議案第11号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。つまり、鳥獣被害対策実施隊員の業務、これはどういうものでしょうか。

ここに令和元年から令和6年まで、これは市から頂いたものですが、旭市鳥獣捕獲数というのがあって、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、カラス、スズメ、ドバト、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カモ、こういうものの捕獲数が出ています。つまり、こういう事業を旭市では行っているわけですね。どのぐらいお金をかけているかというのと、これ今朝持ってきました。6年の決算では、有害鳥獣駆除事業390万1,690円で、委託料として鳥獣駆除委託料329万7,000円。なぜこういう方を資格の証明として2,000円払って会計年度任用職員の方々にそういう資格を持った方たちをやる予定だというんですけれども、どうしてこういう方が必要になったのか、簡単でいいから担当課から教えてください。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 初めに、旭市鳥獣被害対策実施隊の業務内容につきましてご答弁申し上げます。

イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害の未然防止や被害軽減を目的として、被害状況の把握、捕獲活動の実施、箱わな等の設置や管理、侵入防止柵の設置支援、地域住民への注意喚起などを行うものでございます。猟友会の専門的な知見と地域住民の協力を得ながら、迅速かつ効果的な対応を図る体制を構築するものでございます。

続いて、非常勤の職員の職種を追加する理由でございますけれども、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の規定によりまして、鳥獣被害対策実施隊は市町村の非常勤職員として位置づけることとしていることから、法令に基づき本市の条例上に職種を明確に規定し、服務規律の適用や公務災害の補償の対象とするなど、適正な身分の関係を整理する必要があるため、条例の一部改正を行うものでございます。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） そういう理由でもって、条例でもってこういう身分の方々を何人募集するんですか。募集するという形なんでしょうか。

つまり、私は、担当課長もご存じだと思うんですけども、鳥獣駆除について本当にやってんのかという疑問を持った方がいらっしゃって、過去5年間の情報公開をして、こんなに書類が来ました。9,900円かかりました。それでもって調べていったらば、何だこれほど。要するに、本当にやっているのかという疑問が出た方がいらっしゃるんですよ。

それはどういうことかという、猟銃ですから、鉄砲とそれからわな、そういうことを許可するというのは大変難しいんですけども、またお年を召した方が多いから亡くなる方も多くて人数が減っている。そういう中でもって、こんなにできるのかという疑問があったので、情報公開を出した。そして、ああ、なるほどなど、いろんなことを話をした中でもってこの話が出たので、早速、どうですかと聞いたらば、これはどうなのかねということになりました。本当に必要なものなのか。じゃ、ほかの自治体ではやっているんですか。このことを聞きながら、何人ぐらい増やして、予算が300万円台から上がるんですか、下がるんですか。このことをぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） まず猟友会の現状でございますけれども、イノシシの生息範囲の拡大、それから猟友会の高齢化によりまして、捕獲のための担い手を確保することが困難となっている状況に旭市ではございます。それから、国・県のほうでは、鳥獣被害対策実施隊を中心とした地域ぐるみの対策を推進しておりまして、隊員の人数に応じて交付金を支給する仕組みとしてございます。

旭市におきましては、令和8年度では、イノシシ被害が多く、被害対策説明会や研修などの実施により、地域ぐるみに対する機運が高まっている上永井と南町地区において実施隊を中心とした地域ぐるみの対策を実施するものでございます。

猟友会の人数でございますけれども、猟友会会員が8名、それから地域住民としては上永井地区で2名、南町地区で2名、計12名の方々にお願いするものでございます。

それから、予算規模ですが、実施隊の報酬分が上がった、さほど金額に変わりはありません。金額につきましてはさほど変わらないんですけども、鳥獣被害防止対策協議会のほうに国からの補助金がここに交付されるということになっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 大体分かりました。12名で、これはやはり予算的には400万円ぐらいで済むんですか。そういう疑問がやっぱり出てきていることがあるんですよ。だから、そういうことを絡めて慎重に十分検討した上でもって実施していただきたいなと思います。いいです。

○議長（宮内 保） 議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について質疑を始めてください。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 今回の国保税の改定についてですけれども、いろんなものが変わりました。これは7年度、去年もらったやつなんですよ。それに一つ今度は子育ての問題が加わるんですけれども、それについてはどういうふうに変わりましたか。こういう資料を頂きたいですね。

国民健康保険税の課税限度額の推移ということで、国の基準、旭市の現状。で、特に今回子育ての問題がプラスされたから、この合計が106万円からかなり増えていると思うんですよ。なぜこんなことを聞くかということ、例えば旭市では、5年度の数字でもって滞納世帯が455世帯、金額が2,700万円、国保税を払えない方が一番多いんです。これはやはり大変な問題なんですよ。医療にかかれないということになってしまう。それについては、私今度一般質問はしますけれども、大変住民の方が苦しんでいるんですね。先日も私は2件、滞納していろいろなことができなかったという方で、国の政策である社会保険、できなかった。そういう方もいましたし、それから、数万円の滞納で預金を差し押さえたというような方もいらっしゃいます。旭市で実際に預金の差押えをやっていますよね。

そういうようなことで、この国民健康保険税というのは、他の社会保険やその他の保険、医療保険とは違って、基礎課税医療分に後期高齢者支援分、それから、介護保険の支援分、今度は子ども・子育ての支援分、これがどんどん積み重なっているわけですね。旭市でも基礎課税だけだったら、最高でも65万円か66万円ですけれども、それにいろんなものが続から、最高106万円まで取れると、こうになってしまうわけですよ。ですから、当然滞納者が出てくる。それをどう救っていったらいいのかということも一つの大きな問題なんですよ。これについて市はどのような対応をしようとしているか、またこういう推移をぜひ去年と同じものをつくって、私たちに早く教えてもらいたいですね。どういうふうになってしまうか。

ですから、これでは所得割でいろんな制度とか……。議案ではありますよ、ありますけれども、ちゃんと分かるように教えていただいて、また次の機会に質問したいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それではお答えいたします。質疑の内容がちょっと多岐にわたっておりますので、答弁漏れがございましたらご指摘いただきたいと思います。

まず条例の改正内容ということで、今回の改正内容というのは大きく2点ございます。補足説明のほうと重なる部分もございますが、ご了承いただきたいと思います。

1点目は、議員おっしゃるとおり、子ども・子育て支援金制度が創設されまして、それに伴い地方税法の改正によりまして、国保税の課税額に子ども・子育て支援納付金課税額が新たに追加されることから、所要の改正を行うものになります。具体的な内容ですけれども、この子ども・子育て支援納付金課税額というのは、所得割、均等割、18歳以上均等割の三つの合算額、これで課税されることとなります。税率は所得割が0.25%、均等割が1人当たり1,800円、こちらにつきましては、子ども・子育て支援金制度の趣旨に鑑みまして、18歳未満の加入者につきましては、この均等割は全額軽減ということになります。なお、18歳以上均等割というのが別にございまして、こちらのほうは、今申し上げました18歳未満の加入者の均等割の全額減額分を18歳以上の加入者が負担するものということになっておりまして、1人当たり100円ということになっております。

それから、質疑項目にございましたので併せて回答させていただきますが、この改正に伴います加入世帯の現行と比べた負担状況がどう変わるかということにつきまして、これもいろいろ世帯の状況によって変わるんですけども、給与収入の世帯を一例として申し上げますと、夫と妻を合わせて給与収入の合計が500万円の場合、さらに、18歳未満のお子様2人いる4人世帯の場合で試算した場合ですと、子ども・子育て支援金分として約1万円の増という形になります。

続きまして、2点目の改正点になります。こちらのほうは議員ご質疑の中にもございましたが、課税限度額の改正になります。こちらは、地方税法の施行令が昨年3月に改正されたものを受けまして、国民健康保険税の基礎課税分、それから、後期高齢者支援金分の課税額がそれぞれ引き上げられましたので、所要の改正を行うものになっております。具体的な内容ですが、本市では国の基準の1年遅れで課税限度額の改正を行っております。基礎課税

分の限度額を現行の65万円から1万円引き上げて66万円に、後期高齢者支援金分の限度額を現行の24万円から2万円引き上げて、26万円にそれぞれ改正するものとなっております。

同様に、この改正に伴う加入世帯の現行と比べた負担状況につきましては、現行の課税限度額を超過している世帯、こちらの世帯におきまして基礎課税分で最大1万円、後期高齢者支援金分で最大2万円、合計で最大3万円の増となることが見込まれるものです。

なお、こちらの課税限度額につきましては、今回の子ども・子育て支援金の分というのは今回含まれておりません。と申しますのも、先ほど申し上げましたように、課税限度額につきましては、例年3月31日に国のほうで施行令というものが制定されます。それを待っての改正になりますので、今回の条例改正の中には含まれない形になっております。

それから、滞納世帯が増えている状況でどのように対応していくかという考えを聞きたいということなんですけれども、市のほうでも滞納されている方、いろんな事情がございます。これは一律に、例えば滞納したからもう滞納処分をするとかそういうことではなく、個々の事情を聞かせていただきまして、納税相談というものを重視しております。こちらによりまして適切な滞納処分というのを行ってまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） また一般質問でも聞きますけれども、国民健康保険税の課税限度額の推移というのが去年配られて、平成20年からずっと7年まで、今年も8年のやつを出していただきたいと思うんですけれども、結局、限度額最高だと109万円になるんですか。ですね。いろんなあれがありますけれどもね。こんなに高くては、幾ら収入、600万円の収入なんていうのはそんなにいませんからね。でも、そういう課税いかなくても、かなり限度額が高いんですよ。これをどうするかという問題が今どこの自治体でも大変な問題だと思うんです。だからこのことを住民に十分に理解してもらわないと、ますます国保税というのは収納できなくなって、滞納者が増える。旭市の今の現状は、先ほど私からお話ししたよりも進んでいますか。それだけ教えてください。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） ちょっと時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（宮内 保） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時45分

○議長（宮内 保） 再開します。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） 大変失礼しました。

4、5、6の3か年で申し上げます。

世帯数のほうですけれども、令和4年度が、これは決算額ベースの数字になります、令和4年度が1,665世帯、令和5年度が1,652世帯、令和6年度は1,633世帯です。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 今、1万世帯割っていますよね、旭市の九千何百世帯でしたね。その中でもって1,600世帯も大きな滞納があるんですよね。そういう事態でいいのかどうかです、問題はね。救う方法は何があるかということは分かりませんが、こういう事態に今追い込まれているというのが、旭市がやっている健康保険事業なんですよね。

だから、国が変わらなければ変わらないでしょうけれども、その中でできるだけ滞納世帯が少なくなるような政策を取ってほしいなということだけは言って終わりにします。

以上です。

○議長（宮内 保） 議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について質疑を始めてください。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 旭市過疎地域持続的発展計画という40ページにわたる計画が出てまいりました。これは5年前にもあったんでしょうけれども、5年前のときは私よく見ていなかったんで申し訳ないんですけども、大変この中身というのは難しいので、私は1点だけちょっとこれについては意見を述べさせていただいて、市当局のお考えをお聞きしたいんですけども、34ページ以降の教育の振興の問題です。

この問題だけではありませんけれども、こういう教育の振興は何かというと、今、先日もありましたけれども、北中学校をつくる問題でもって、代表者委員会が開かれていますね。干潟地域から出た方と、それから旭地域——旭地域といっても、共和小と琴田小学校の。

それで、両者が集まって先日ありました。教育委員会の方大変ご苦労だったですけれども、片方の方たちは北中学校をつくるのにほとんど反対だと、片方は賛成だと、こうなっているんですね。それをどういうふうに統合していくのか大変難しい問題なんですけれども、一つ、私はそのところを考えたんです。教育の問題についても、市は本当に過疎地域と言われてしまっている干潟のことを考えて物事を進めてきたかなと思ったんです。

なぜかという、小学校が三つあって一つになるときの問題がやっぱり残っているんです、私の中で。一番いいのは、真ん中の地域に小学校ができればいいけれども、そこには中学校があって、それから、なぜか山のすぐ近くに皆さんあったから、危ないところにあるということで、それでもって住民の方々といろんな配慮をして一番西に持っていった。しかし、これで本当にいいのかな、今そのためにお金を使って改造していますけれども。

これに象徴されるように、干潟地域というのは昔から匝瑳郡ではなくて香取郡だったとかいろんな問題がありましたね。それは別にしても、やっぱり一つの市になったからには、地域的な差別をつくらないでほしいなと思っているけれども、しかし、やっぱり小学校は一つになったら、真ん中にいかなければいかなるのではないかなと私は思います。そういう方向にかじ取りができなかったということから始まっているんだと思うんです。

そのほかにいろんな問題があります。もう私書き切ってきましたが言いませんけれども、工業団地だって、先ほどお話ししましたけれども、工業団地だけつくって、その工業団地ができたから干潟の地域が豊かになるかといったら、そうはいかないですよ。あそこは工場だけがあって、ご覧のように若い人たちが住むところは、旭市のど真ん中のほうにありますよね。毎日バスで送っていますよね。

ですから、干潟の地域をどう人口が増えるように発展するかという方向が、この計画の中には書かれていないんですよ。保育所の問題もそうですよ。確かに壊れたところでもってお金がかかってしょうがないけれども、もう4年も5年も早く統合しちゃおうじゃないかと結論に達してしまうんですよ。そうしたらまたそれだけ住みにくくなるから、こっちから遠いところの保育園に行かなければならないから、ここじゃ住めないやとなるかもしれない。

そういうふうにして、本当にその地域をもっと住みやすくする、働きやすくする……

○議長（宮内 保） 松木議員、ちょっと……

○19番（松木源太郎） そういう計画をつくるのが、この計画ではなかったのかなと考えているんですけれども、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

これ文書なんだからいいでしょう、そのぐらい言ったって。

○議長（宮内 保） 分かるんですけどね。

松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 議員がおっしゃる、過疎地域持続的発展計画、これを策定する目的ということかなと思います。

干潟地域に限らず、旭市は人口減少が進んでいる状況でございます。この人口減少、止めるというところを増やすというところまで、なかなかいかないのかなというところもございますが、少しでもその人口減少に歯止めをかけるために様々な施策を行って、しかもこの計画をつくることによって、有利な財源等が活用できますので、それらを活用して、少しでも人口減少に歯止めをかけたいと、そういうことからこういう計画を定めているものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） それは一般的な言い方ですよ。そんな議論を私はしようとは思わないけれども、これでもってこれから5年間いくのかもしれないけれども、その中でしっかりと、干潟地域がもっと人が住みやすくなる、こういうことを考えるためにはどうしたらいいかと、皆さんもっと知恵を出し合いましょよ。そうじゃないですか。

学校を建てるするときにも、北中学校を建てるのに、干潟地域ならば過疎債が使える、過疎債はほとんど足出さなくて済むとか、そういう議論が出てしまうんですよ。だから、そういう議論をして教育の場所をつくるんですか。私は本当に聞いていて、私らは発言できませんでしたから、傍聴者だから黙っていますけれども、こういう場所では発言できると思って言っているんですよ。情けないです。

干潟の地域が1市3町一緒になったということを喜んでいたと思うんですけども、実際なってみたら、学校は少なくなって遠くなってしまふ、中学校だってどうなるか分からない、これだけ見たって本当に不安になりますよ。

そういうことを考えて、ぜひもっと真剣な計画をつくっていただきたい、そのようにお願いして終わります。

○議長（宮内 保） 議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について質疑を始めてください。

○19番（松木源太郎） 前に、市で売った土地に何か建つようで、今度市道が造られるようですね。これは地主が寄附して市が控除するんですか、それとも、もうその市道認定さえし

てくれれば渡したいと思って道路を造りましょうということなんですか。それについて
どういう事情でできるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 市道認定路線の取得の方法について回答いたします。

今回、市道認定路線を行う2路線については、いずれも購入ではなく帰属または寄附により無償で取得しております。具体的に申し上げますと、認定路線調書に記載のある1番の路線につきましても、開発場所が鎌数地先、開発面積が4,368平方メートルで、都市計画区域内の3,000平方メートル以上の開発行為となるため、都市計画法に基づく開発行為となり、同法の規定により整備された道路等の公共施設は帰属となります。

2番の路線につきましても、開発場所が後草地先、開発面積が2,729平米となっており、こちらは都市計画区域外で3,000平方メートル未満ですので、旭市宅地開発指導要綱に基づく開発となり、事業者との協議の中で寄附の申出があり、市道認定要件を満たすことから寄附を受けております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 1のほうは、事業者が道路を全部造るんですか。それでも旭市に寄附するということですか。

それから、2のほうについては、私も銚子土木へ後草地区の雨水の問題でもって行ったときにお聞きしてありました。土木課長が言うには、南側に流すと雨水問題が起こっているところに水が行くので、土を上げて県道の高さ以上にしてもらって、そこで北に流してくれというふうに地主にお願いしたというふうに言っていました。これは、それが実現したのでよかったと思うんですけども、1番のほうについてはどうなんですか。それだけお答えください。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 1番のほうも、同じく事業者が道路を舗装し排水設備を整えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席に移動願います。

それでは、議案第1号について、準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 議案第1号、令和8年度旭市一般会計予算の議決について、予算書14ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1総括、歳出に関して3点、予算書34ページ、18款2項1目、財政調整基金の繰入金について1点伺います。

（1）令和8年度予算編成に当たり、経常収支比率の将来見通しをどのように推計され、その推計した結果を本予算案に反映させたのか、お伺いいたします。

（2）経常経費の抑制効果として見込んでいる具体的削減額をお伺いいたします。

（3）義務的経費比率はどう今後推移する見込みか、見込んでいるのかお伺いいたします。

（4）令和8年度当初予算の財政調整基金繰入金は5億800万円です。今後何年間持続可能と見込んでいるのか、具体的根拠をお伺いいたします。

以上4点、質疑いたします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、（1）から（4）まで順に回答させていただきます。

経常収支比率の将来見通しは、第3期総合戦略の行政改革アクションプランに参考でお示ししたとおり、今後も95%を超える水準で推移していくと推計しております。

このことから、施設の維持補修費などについて、必要性や緊急性などを考慮して、過度な整備、投資とならないよう経常経費を抑制してきたところでございます。

（2）になります。予算編成時には、各課からの要求見積りに対し、必要性、有効性、妥当性、効率性など様々な角度から個々に内容を精査し、経費の削減には努めております。しかし、経常経費の抑制として具体的な削減額については、申し訳ありません、把握はしていないところになります。

（3）になります。令和8年度の義務的経費は、人件費、扶助費、公債費の合計で、令和8年度は170億2,614万7,000円で、構成比は51.9%となります。

今後の見込みですが、先ほど言いました人件費、扶助費、公債費のほうも、これもアクションプランのほうに推計で参考として数値は載せてあるところですが、それぞれ、人件費についてはインフレが続いていくことが想定されるため増加していくと見込んでおります。扶

助費は、少子高齢化が進展し、社会保障関連経費が増加していくことが想定されるため、こちらも増加していくと見込んでおります。公債費につきましては、大型事業の借入れの償還が開始されたことに伴い、令和9年度がピークとなることと想定していますが、これから金利等も上昇局面となるため、今後も高い水準となっていくものと見込んでおります。

続いて、(4)になります。財政調整基金のことですけれども、令和8年度当初予算へ5億800万円を繰り入れると、令和8年度末の財政調整基金の現在高見込額は69億7,344万5,000円となります。

財政調整基金の今後の見通しについては、歳入や事業の執行状況など様々な事情もあるため、今後何年間続くかというのではなく、その時々々の事業の執行状況によって繰入れ等の額も変わってきますので、なるべく持続可能となるような行財政運営を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 毎年9月決算議会におきまして、例えば昨年ですけれども、令和4年度、5年度、6年度、旭市の財政状況についてはどうかと、健全化が図られていますという監査役の木村哲三先生からの報告なり説明がございます。

そういったことで、安心して一般会計予算を見てはいるものの、注視しなければいけない点もあるであろうといったようなことで、特に自治体の財政の健全化については、経常的経費を抑えつつ、政策的経費を効果的に活用することが重要であると。そのために、本市でもそうですけれども、行政改革を行って、デジタル化の推進を進めている、そして公共施設の最適化を図っているところではないのかと推測いたしますけれども、本市の経常収支比率、上昇傾向が続いているというお話もございました。

この点につきまして、財政が硬直化していることはないであろう、しかしながら硬直化の危険性もあるよ、あわせて、これは一時的要因なのか、いやそうでもないよということも推測できるのですけれども、再質疑させていただきます。

課長、政策的・投資的経費の確保の余地、今後パーセンテージでどれくらいを想定されているのか、お考えをお尋ねいたします。

(2)の抑制効果について、具体的な削減額、ご回答いただけなかったのですが、この具体的な削減額、これを私自身が見るためにはどこを見ればよいのかお教えてください。

(3)の義務的経費比率、この件でございますけれども、先ほど前者の中でも課長の回答

がございました。人口比率等も勘案しながら予算編成をされているということでした。

若年層比率が、平成7年、18.3%から令和2年、もう5年前の数値でございますけれども、12.9%へと低下しており、あわせてその逆、高齢化率は31.1%と、ご存じのとおり上昇しております。この人口構造の変化によって義務的経費の比率というのは、どの程度の上昇を見込んでいるのか、再質疑いたします。

以上でございます。ご答弁をお願いします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員、（4）。

○6番（伊場哲也） （4）につきましては結構でございます。アクションプランのほうに記載されておりますので、それを参考にさせていただきたいと思います。（4）は結構です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 投資的経費の余地というところだったですね。

先ほど、義務的経費の予算上の構成率が51.9%ということなので、投資的経費はその裏側ということで48.1%になります。この辺も、その年度年度の、要は事業の展開状況というか、その辺によって変わってきますので、この辺でどのくらいに抑えようだとか、どのくらいの数値にするかというのは、なかなか難しいところになります。

ただ、やっぱり義務的経費が増えているということは、昨今の人件費の上昇だとか、それから社会保障の扶助費、これはやらなければいけない事業ということで、なかなか削れない部分、それから公債費ですね、今までのいろんな起債の部分での公債費の部分ということで、今後も金利が上がってくるということで、その辺の義務的経費の負担というかバランスというのは高くなっていくかもしれないというところになります。

そうはいつでも、なかなか未来の投資という部分は、やっぱりこれから持続可能な旭市といたところでは都度やっていきたいと思いますが、予算にも限りがありますので、必要なバランスを取りながら、そこは進めていければと思っています。

それから（2）の、削減額をどこを見れば分かるかというのは、なかなかこれはちょっと難しい、事業をこれを切ったとかだと分かりやすいんでしょうけれども、予算編成の段階ではいろいろな事業展開の中の予算要求の中で、その予算要求の中のいろんな経常経費がございます。そういったところで、積算については過大な積算になっていないかというところで、いろいろ精査しながら予算を組んでいるところで、だからそのときの、その都度都度、その一個一個の事業について、細かくは、ここはこのぐらい削減したとかいうよりは、見積りに

対して抑えられたかどうかということなので、切ったとか切らないとかではなくて、そういったことなので、なかなかこの数値を積み上げていくというのは今までもしていないところ
です。

それから、人口構造の変化というところだったんですが、その人口構造による変化による
推計というのは、ちょっと申し訳ありません、旭市としては立てていないところございま
す。申し訳ございません。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） まず、質疑させていただきたいところがあるのですけれども、予算委員
会もごきますので、その場で質疑をさせて認識のほうを深めていきたいというふうに思
います。

いずれにいたしましても、予算につきましては、歳出総額は328億2,000万円、前年比、前
年度342億円、13億8,000万円、縮小予算であるといったところですね。最大支出が民生費で
あり衛生費も高水準であると、公債費は増加傾向にあるといったことも分析をさせていただ
きました。

特に、令和8年度予算につきましては、教育費、これが37億3,989万円と構成比の11.4%
を占めており、投資的な支出というものが相当膨大になっているということが見てとれまし
た。学校再編に関わることであろうと。逆に、土木費、消防費は全くの大幅な減であると、
足しますとざっくり13億円になるんですね、その分がそっくりそのまま昨年度と比較して、
令和8年度の13億8,000万円の一般予算の形になっているのかなというふうに思いました。

この辺につきましても、十分整理して予算委員会の席で質疑させていただきたいと、かよ
うに思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上で、議案第1号についての質疑を終わります。

○議長（宮内 保） 議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について質疑を始めてください。

○6番（伊場哲也） 議案第16号、長寿祝金支給条例の一部改正について質疑をさせていただ
きます。

初めに、第2条、本条例の2条の受給資格者についてと、新旧対照表に文言で、「引き続
き1年以上」の要件という文言が追加されました。その根拠についてお伺いいたします。

(2)でございますけれども、受給資格対象、楽しみにしていた80歳の方と、対象者ね、
頑張っ頑張っ生きて、俺100歳以上生きたぞと頑張っいらっしやる101歳、102歳、

103歳とかね、その方たちが今回の再編でなくなってしまったといったことですね、その辺について、なぜ除いたのかと、財政的措置なのかどうかも含めまして、除外した、削除した理由についてお伺いいたします。

3点目でございますけれども、額の見直しですね、簡単だと思っておりますけれども、その根拠についてお教えてください。

以上3点でございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、（1）から（3）までについて順次お答えさせていただきます。

（1）でございます。第2条受給資格者について、「引き続き1年以上」の追加要件について、その根拠ということでございます。

お答えします。受給資格に「引き続き1年以上」の要件を追加した根拠でございますが、他市における同様の祝い金における支給要件や、あと本市における祝い金であります出産祝い金の例などを参考にしながら追加したものでございます。

続きまして、（2）でございます。80歳及び101歳以上を対象から削除した理由ということでございます。

お答えします。この祝い金は、基本的に長寿の節目を迎えた方を対象として実施してまいりました。まず、満80歳の区分につきましては、現在の平均寿命、本市においても満80歳を超えておられて、その辺を考慮いたしまして、それと県内の他市の状況も参考に、祝い金対象の役目は果たしたものと考えまして対象外としました。それから次に、満101歳以上の区分につきましては、節目に合わせての祝い金としてということでの役割は、満100歳、この給付をもって果たしたものと考え対象外といたしました。

なお、満100歳のご長寿の方につきましては、内閣総理大臣からのお祝い状と記念品の銀杯も贈呈されておられて、これは節目としても特別な年齢であると考えております。

参考までに、本市を含む県内37市の区分の状況を申し上げますと、同様の事業を26市が実施しております。満100歳を中心に1区分が8市、2区分が9市、3区分が3市、4区分が5市となっておりまして、5区分であります本市につきましては、県内で最多の区分となっております。

続きまして、（3）です。第3条の祝い金について額の見直しの根拠はということですが、

お答えします。

節目の対象年齢を3区分へ再整理することによりまして、満101歳以上の方を対象外とさせていただきますこととはなりますが、こちら一つの考えとしまして、少しでもお元気な段階でという中で、その前段でございます満99歳の区分を増額したものです。

また、本事業は標準的な、基本的には満年齢を適用しておりますが、一方で生まれた年を1歳とする数え年という考えもございます。満99歳の方は数え年では100歳に当たるとも考え、手厚くお祝いすべく額のほうを見直したものでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） （1）から再質疑でよろしいですか、議長。

○議長（宮内 保） はい。

○6番（伊場哲也） 他市を参考にというお話が、課長、ございました。「引き続き1年以上」と併せて、これはどうなんでしょうかね、9月1日で確認するじゃないですか。ですから、例えば転居してこられたと、まだ1年以上たっていないと、しかしながら年齢的には祝い金受給に合致すると、そういったようなことが過去に、制度趣旨と合わないような整合しない支給事例といったものが、あったのかどうか、いや特になかったよということならそれで結構なんですよ。その点質疑いたします。

○議長（宮内 保） 2、3はいいということだね、（1）ということね。

○6番（伊場哲也） 今（1）で再質疑。2、3も一括質疑でいいですか、通していきますか。

○議長（宮内 保） 一括でね。

○6番（伊場哲也） ということをお尋ね、最初したんですけれども、これも予算委員会の席上で質疑できますので、私、関係していますのでね。

今、お尋ねした点、お答えいただければ、もう一点再質疑で終わりにしたいと思います。

制度趣旨と整合しないことがあったのかどうかです。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 議員おっしゃるとおり、9月1日を基準にということでございます。この満年齢というのは年度で捉えておりまして、その年度内でこの対象年齢に到達する方を対象としております。ですので、おっしゃるとおりで、9月1日が基準ではございますが、実際にはそのときにこちらの88歳でも、ちょっと年齢に達していなかったという方も、

87歳であったという方も対象にはなりません。

すみません、それちょっと話とそれてしまうんですが、9月1日に対象とした中で、おおむねこちらのほうで支給するまでの間に、対象のほうを、失礼しました。7月1日の時点で対象の捕捉をして通知をしております、毎年。その7月1日に捕捉いたしました対象の方から、9月1日までの間で転入された方については、本当に一、二名でございますが、過去、ございました。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） その後に、「引き続き1年以上」という居住要件を新たに追加し、なおかつ、「記載」を「記録」というふうに改めているじゃないですか、これは何か、条例の制定になりますのでね、これについては単なる法令用語の整備なのか、それとも実務上といたしますか解釈の変更と、この点についてちょっとご答弁いただけますか。

質疑内容ご理解いただけましたか。お願いします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 「記載」と書いてあったのを「記録」に変えたところでございます。

こちらの市のほうの組織で、こういった条例とか挙げるときに、法令審査会ということで法令のすり合わせ等、助言をいただく機関がございます。そちらのほうで、法令用語の整備ということで1点ございます。

それと、これちょっと電子機器と申しますか、例えば従前ですと大体紙媒体が記載というか、書いたような感じで、記載が主体だったんですけれども、現在においてはサーバーですとか、その辺に電子的な記録も入っていきますので、そういった意味も含めて記録というのが広く使われているという、そういう状況で、今回条例改正に併せて統一してこれを直させていただきました。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 失礼しました。第16号につきましては、文教福祉常任委員会ですね、そ

ちらのほうでまた再質疑をさせていただきたいというふうに思います。

大変お待たせいたしました。議案第21号ですね、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について、非常に個人的にもこの計画の中身、そしてこの計画を実施推進することによって、この干潟地域、過疎地域が持続的に発展していくのかと、非常に楽しみにしてわくわくしているところでお伺いいたします。

1点目ですけれども、5年後の地域の姿、具体的にどう変わっているのですか、見解をお伺いいたします。

(2)でございますけれども、計画には「移住・定住・地域間交流の促進」と、非常に期待、わくわくすることも記載されておりますし、人材育成の具体的な活動支援というものも計画に示されているんですけれども、特に、特にですね、繰り返しますけれども、この今回の計画の中で持続的にしかも発展する計画ですから、特にフォーカスして取り上げている事業、活動支援事業、これについてお伺いいたします。

(3)、これも、「産業の振興」について特に起業促進、これも特別に進めていくよというふうに、特別推進事業ですか、という文言で記載されていますね。特別に何をやるのか教えてください。質疑をいたします。

(4)、「地域におけるDXの推進」ですね。これも、私、来週一般質問しますけれども、行政におけるDXの推進化、これ今回の第3期総合戦略の目玉です。しかしながら、これはあえて、過疎地域の持続的発展計画に位置づけてあるので、当然第3期総合戦略を踏襲しながら推進していくんですけれども、特にこの過疎地域に、特別に手厚いDX推進事業なるものは一体何ぞやということをお伺いいたします。ご理解いただけますでしょうか。

最後は(5)ですけれども、「教育の振興」。前者松木議員からありました、今週の代表者会議も私は傍聴させていただきました。北中学校の再編についても暗礁に乗り上げました。採決できない状況が代表者の方々にありました。これも見逃せませんので、この干潟地域の3小学校については令和9年4月開校で進んでおりますけれども、この教育の振興についてどのような特別な授業を推進する、そういう内容なのかと。

開校とか閉校、そういう記念式典、これは当たり前だと思いますので、何か取り立てて過疎債を活用しながら、過疎地域と呼ばれている、あまりそういう言葉を使いたくないですけれども、しかしながら現実やっぱり直視しなければいけないと思います。

いかように持続的に、その活性化を図っていくのか、発展をさせようと市としてしているのか、1、2、3、4、5点について、まだ時間はたっぷりありますので、しっかりご答弁

いただきたいと思います。よろしくどうぞ、議長、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 議案の質疑は途中ですが、午後4時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時40分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） それでは、5年後の地域、具体的にどう変わるのか伺うというご質疑でございます。

この干潟地域の5年後の状況ということで、どこがどう変わるかということをはっきり申し上げることは非常に難しい状況です。具体的な例としましては、ひかた椿小学校の開校、それから、それに伴うスクールバスの運行といったことが挙げられます。

また、南堀之内バイパスの開通によりまして首都圏へのアクセスが多様化され、物資の輸送など、経済活動の活性化が見込まれるところでございます。なかなかその目に見える形で変わるもの、こう変わりますよということがこの場で回答できればいいんですが、なかなか人口減少が進む中では、はっきりと申し上げるところは難しいということで、ご理解いただければと思います。

過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定いたします本計画は、人口減少が進む地域においても、医療・交通・教育・産業など生活の基盤を将来にわたり維持するための道筋を明確にし、持続可能な地域社会を形成するため、計画に掲載されている事業を着実に取り組み、安心して住み続けられる地域の実現を目指していきたいと考えております。

(2)につきますと、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の分野における、議員おっしゃる、特に干潟地域、特に重要な事業についてというご質疑でございました。

この計画に掲載されております事業、こちらは干潟地域に限らず第3期総合戦略に掲げられている事業、これらの中から抜粋されている事業でございまして、特にこの事業がというところではなく、全ての事業が重要であると考えております。

そういう中で、移住・定住の分野でいきますと、この事業でいえば定住促進奨励金や、東京23区に住んでいる方々の、本市への移住に伴っての起業・就業等を支援する移住支援事業、それから地域おこし協力隊の活用事業など、これらの事業も非常に重要な事業であると思っております。

以降、各事業につきましては担当課のほうから答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） では、私のほうからは同じく11ページの「移住・定住・地域間交流、人材育成」の項目で取り上げられているもう一つの事業について説明します。

これは市民まちづくり活動支援事業でございます。この市民まちづくり活動支援事業は、協働によるまちづくりを推進するため、旭市を盛り上げる活動がしたい、地域社会に貢献する活動をしたなど、旭市を活性化させる自主的で創意あふれる活動を行う団体に対して補助金を交付する事業です。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私からは13ページ、産業振興について、起業促進の具体的な支援策についてお答えをいたします。

起業促進の支援については、過疎地域持続的発展計画の15ページ、「（2）その対策」の中で、ウの起業の促進の「商工会などの関係機関と連携しながら、新規事業や創業を行う事業者に対して適切な支援を行い、安心して新しい事業等に取り組むことのできる環境を整備します。」としています。この具体的な事業内容としては、こちら干潟地域も含めてというようなことでございます。まず、国から認定を受けた旭市創業支援事業計画に基づきまして、商工観光課内に創業ワンストップ窓口を設置しており、相談者の様々なニーズに合わせ、関係機関、県、商工会、金融機関等と連携して支援を行っております。

また、市と商工会との共催による創業セミナーを年2回開催しております。セミナー終了後には、市が発行する受講証明書を受けた創業者は、会社設立の際の登録免許税が軽減されるなど、様々な創業支援策を受けることができます。

以上です。

○議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 私のほうからは、20ページ、地域におけるDXの推進を具体的にどのように進めていくのかお答えいたします。

本計画における、地域におけるDXの推進につきましては、デジタル技術を活用し、市民サービスの向上と業務の効率化を図ることを主眼としております。具体的には、令和8年度から令和12年度までの事業計画に基づき、大きく二つの柱で推進してまいります。

1点目は、被災者支援システムの整備です。近年激甚化する自然災害に備え、罹災証明書の交付事務や、避難行動要支援者の情報管理を行うシステムを更新・充実させます。これにより、発災時の迅速な被災者支援体制を確立し、市民の皆様の安全・安心を確保してまいります。

二つ目は、自治体DX推進事業です。国の進める自治体DXの取組方針を踏まえつつ、本市の実情に合わせた新たな仕組みの導入を検討いたします。単にシステムを導入するだけでなく、市民の皆様が行政手続をより簡単に行えるようにするなど、暮らしの質を向上させるための施策を、費用対効果を精査しながら進めてまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私のほうからは、（5）の34ページ、教育の振興について、学校教育支援をどのように考えているのかというところで回答させていただきます。

教育委員会といたしましては、過疎地域における学校の再編と教育支援、非常に重要な課題であると考えております。しかしながら、学校教育の支援は、過疎地域に限らず全ての地域において同様に重要であると認識しております。全ての子どもたちに平等な教育機会を提供すると、そういったところから全ての地域における教育の質を高めていることが重要であり、今後もそれぞれの学校の状況に応じて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 時間も大分押してきましたので、ちょっとまとめに入ろうかなと思います。

（1）具体的にイメージが浮かばないので、質疑させていただきました、課長。

前回の計画は5年間だったんですか、私もよく勉強不足で申し訳ないですけども、そのPDCA回しているじゃないですか、前回の計画の反省点としてよかったところ。だからそれを引き継いで今回も生かすよって、こうすればよかったなという課題とか、駄目だったというふうには文言として、表現としてはどうかなと思いますけれども、ここよかったよと、さらに続けていきたいよと、この1点をお伺いします、課長、前回の計画で。それは議案と

関係なくではなくて、引き続きと持続という視点からの質疑ということでお考えください。

○議長（宮内 保） （2）は、続けて。

○6番（伊場哲也） （1）です。

○議長（宮内 保） （2）（3）があるでしょう。

○6番（伊場哲也） （2）（3）（4）（5）、心配してくださっている。ありません。これは関係課長に直接、皆さん本当に答弁が模範回答なんです。計画に記載されていることを読んでくださっているというふうに、私は申し訳ないけれども受け取りました。これでは全然納得いきませんので、実際に私ね、直接課長にお邪魔して深掘りしながら理解を深めていきたいと。

○議長（宮内 保） 分かりました。

伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 前回の5年が経過してそれからということで、今回掲載しました事業のほとんどが、前回から引き継いでいるものでございます。終わったものがたしか四つか五つありまして、新たに新規の追加事業が十幾つかございまして、その前回の事業の中で何がよかったのかというところかと思えますけれども、一つには財源の話になろうかと思えます。

この計画を策定している、掲載されている事業においては、例えば南堀之内バイパスの整備事業だったり、学校の統廃合に関して有利な起債である過疎債が使えるということに、使って事業を実施しております。

こういったところが、よかったと言えるのかどうか分かりませんが、市としてはそういう有利な財源を使って事業を行うことができたということが利点といたしますか、メリットだったのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） タベ夢を見ました。過疎地域の干潟八万石の広々としたところに、夢です。よ、コストコがやってきて何かえらい勢いににぎわっちゃったりしてね、いやびっくりしましてね、ケン・テリオ氏と英語で話をされていて、それは今日の多分、質疑どうしようかなということを考えて、脳みそがそういう夢を誘発したというふうに思いましたけれども、私は、やはり今までの5年間を生かして、さらに人口減少・少子高齢化、皆さん全て分かり切

っていることなんですね。しかしながら何としてでも、何とか盛り上げたいと皆さんもがいているじゃないですか。市民はそのもがきを、何とかしてほしいと、期待してくださっている、それに少しでも応えたいということで質疑させていただきましたが、それをご理解いただき、先ほど言いましたように、ほかの(2)(3)(4)(5)等々につきまして、分からないことにつきましては、関係課長、申し訳ないですけれども、追ってまた訪問させていただきたいというふうに思いますので、今回の伊場哲也質疑、これにて終わりにさせていただきたいと思います。拍手は結構ですので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長(宮内 保) 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

◎会議時間の延長

○議長(宮内 保) ここでおはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮内 保) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長(宮内 保) 農水産課長。

○農水産課長(伊藤弘行) 先ほどの、松木議員のご質疑の有害鳥獣駆除の自治体の関係の予算の関係で、訂正をさせていただきたいと思います。

松木議員からの有害鳥獣駆除委託料ということで、355万6,000円の予算ということで、この予算は市全体の猟友会へ駆除委託をしている部分でございまして、この部分については増額分、今年度予算では13万円ほどであり変わっていないわけですけれども、今回実施隊が活動する部分につきましては、鳥獣被害防止対策協議会補助金というところを拡張しまして、180万円ほど増額いたしまして、実施隊の日当やわな等の購入費などの活動費に対する補助

を行うもので、この費用につきましては、特別交付税の措置を受けることができるものでございます。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 以上で、議案質疑は終わります。

◎追加日程 議案第24号～議案第26号直接審議（先議）

○議長（宮内 保） ここでおはかりいたします。議案第24号から議案第26号まで人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮内 保） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第26号まで、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第24号から議案第26号までは人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第24号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第24号は同意することに決しました。

議案第25号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第25号は同意することに決しました。

議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第26号は同意することに決しました。

◎日程第2 予算審査特別委員会設置

○議長(宮内 保) 日程第2、予算審査特別委員会設置。

議案第1号から議案第8号までの8議案については、新年度予算の議案であります。

ここでおはかりいたします。9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮内 保) ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第3 予算審査特別委員会委員の選任

○議長(宮内 保) 日程第3、予算審査特別委員会委員の選任。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名により、松木源太郎議員、木内欽市議員、片桐文夫議員、永井孝佳議員、崎山華英議員、平山清海議員、伊場哲也議員、常世田正樹議員、戸村ひとみ議員、以上9名を選任いたします。

この後、予算審査特別委員会において正副委員長の互選を行うため、午後5時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 5時 0分

再開 午後 5時19分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

委員長に永井孝佳議員。

副委員長に平山清海議員。

以上のとおりであります。

◎日程第4 予算審査特別委員会議案付託

○議長（宮内 保） 日程第4、予算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの8議案を付託いたします。

付託いたしました議案は、3月10日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第5 常任委員会議案付託

○議長（宮内 保） 日程第5、常任委員会議案付託。

議案第9号から議案第23号までと、議案第27号の16議案を分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、3月16日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第6 常任委員会陳情付託

○議長（宮内 保） 日程第6、常任委員会陳情付託。

陳情第1号の1件を文教福祉常任委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、3月13日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（宮内 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は3月2日、定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時21分